

平生町告示第49号

令和5年第9回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和5年12月5日

平生町長 浅本 邦裕

- 1 期 日 令和5年12月15日
 - 2 場 所 平生町議会議場
-

○開会日に応招した議員

原 真紀さん	長尾 忠明君
中村 一幸君	中本 敦子さん
赤松 義生君	中川 裕之君
河藤 泰明君	岩本ひろ子さん
河内山宏充君	平岡 正一君
細田留美子さん	中村 武央君

○応招しなかった議員

令和5年 第9回 (定例) 平生町議会会議録 (第1日)

令和5年12月15日 (金曜日)

議事日程 (第1号)

令和5年12月15日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 平生町選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 議案第42号 令和5年度平生町一般会計補正予算
- 日程第7 議案第43号 令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第44号 令和5年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第45号 令和5年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第10 議案第46号 令和5年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第47号 令和5年度平生町下水道事業会計補正予算
- 日程第12 議案第48号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第49号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第50号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第51号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第52号 平生町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第53号 平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第54号 工事請負契約の締結について
平生町保健センター改修工事
- 日程第19 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第20 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定

- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 平生町選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 議案第42号 令和5年度平生町一般会計補正予算
- 日程第7 議案第43号 令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第44号 令和5年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第45号 令和5年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第10 議案第46号 令和5年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第47号 令和5年度平生町下水道事業会計補正予算
- 日程第12 議案第48号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第49号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第50号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第51号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第52号 平生町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第53号 平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第54号 工事請負契約の締結について
平生町保健センター改修工事
- 日程第19 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第20 委員会付託

出席議員（12名）

1番 原 真紀さん	2番 長尾 忠明君
3番 中村 一幸君	5番 中本 敦子さん
6番 赤松 義生君	7番 中川 裕之君
8番 河藤 泰明君	9番 岩本ひろ子さん
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 細田留美子さん	13番 中村 武央君

欠席議員（なし）

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 重歳 征二君 書記 加村 直子さん
書記 藤田 智典君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	浅本 邦裕君	副町長	……………	友田 隆君
教育長	……………	清時 崇文君	会計管理者	……………	金岡 泰史君
総務課長	……………	中尾 和正君	地域振興課長	……………	星出 一明君
デジタル推進課長	………	横田 佳幸君	町民福祉課長	……………	淵上万理子さん
税務課長	……………	池田 真治君	健康保険課長	……………	久保 秀幸君
産業課長	……………	吉岡 文博君	建設課長	……………	山崎 好博君
環境政策室長	……………	山本 和也君	学校教育課長	……………	吉本 敏行君
社会教育課長	……………	三村 直子さん	総務課財務班長	……………	山本 順一君

午前9時00分開会・開議

○議長（中村 武央君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第9回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中村 武央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において中川裕之議員、河藤泰明議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（中村 武央君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月25日までの11日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は11日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（中村 武央君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付しております議会日誌のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果報告、議員派遣報告、常任委員会の視察研修報告、並びに地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者の職氏名の報告をもって、諸般の報告といたします。

日程第4. 平生町選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長（中村 武央君） 日程第4、平生町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

まず委員を指名いたします。木谷巖氏、福光隆司氏、福本浩之氏、河島美智代氏。

次に、補充員を指名いたします。舛田清貴氏、三宅満氏、羽山敦紀氏、前上哲子氏。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました委員及び補充員を当選人と定めることについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました方々が、委員及び補充員に当選しました。

お諮りいたします。この際、補充員については、補充員の順位をくじによって定めておきたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、補充員の順位はくじによって定めます。

くじは細田留美子議員にお願いし、くじの際の立会人は本日の署名議員であります中川裕之議員、河藤泰明議員にお願いをいたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。それでは3名の方、前の演壇のほうにお願いをいたします。

ただいまから、先ほど指名いたしました順番でくじを引いていただきます。

まず舛田清貴氏。次に三宅満氏。次に羽山敦紀氏。次に前上哲子氏。

以上でございます。ありがとうございます。席にお戻りください。

それではくじの結果を発表いたします。

1番、前上哲子氏。2番、舛田清貴氏。3番、三宅満氏。4番、羽山敦紀氏。以上の順位でございます。補充員の順位はただいま発表のとおり決定いたしました。

日程第5. 行政報告

○議長（中村 武央君） 日程第5、行政報告を行います。

まず、町長に行政報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さん、おはようございます。

「光陰矢の如し」と申しますが、月日の流れるのは早いもので師走ももう半ば、令和5年も残すところあと半月となりました。

今年を振り返ってみますと5月に新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類感染症になり、3年間におよぶ新型コロナウイルスとの闘いが一応の決着を迎えました。新型コロナウイルスが撲滅されたわけではありませんが、生活上の様々な制約はなくなり日常の生活が戻ってまいりました。海外から観光地を訪れる人も増えてきており、コロナ禍前の光景が戻りつつあるようです。

その一方で、ロシアがウクライナ侵攻を始めてから今月24日で1年10か月が経過します。日本政府をはじめ欧米各国のウクライナ支援は継続されておりますが、終結の糸口さえ見えない状況となっております。

また、10月7日のパレスチナのイスラム組織ハマスによるイスラエルへの大規模攻撃に端を発したイスラエルのガザ地区への地上侵攻は、11月下旬には一時的に戦闘休止期間もありましたが、国連安全保障理事会での停戦決議が否決されるなど、これらも終わりが見えない状況となっております。

これらの軍事紛争に起因するエネルギー問題や食糧問題が世界中に影響を与えています。食料

品や電気料金等の値上げをはじめとする物価の高騰は、家計を直撃する深刻な問題となっております。

そうした中、令和5年第9回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、御多忙中にもかかわらず全員の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは行政報告に入ります前に、国の動向について、触れてみたいと思います。

我が国の経済の状況は、11月の月例経済報告によると、景気はこのところ一部に足踏みもみられるが、緩やかに回復しているとされ、先行きについては、雇用・所得環境が改善するもとで、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待されるが、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇、中東地域における情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとされています。

先月29日には、一般会計の総額が、1兆3千199億2千万円となる政府の2023年度補正予算が参院本会議で可決、成立いたしました。このことにより政府のデフレ完全脱却のための総合経済対策が実行段階に移行してまいります。経済対策の第1の柱である物価高対策ではより厳しい状況にある生活者への支援として低所得世帯への給付金が盛り込まれました。

その他、中小企業の生産性向上の取組支援や持続的な賃上げを目指す賃上げと地方の成長や先端半導体の量産支援といった国内投資促進、人口減少対策などの社会変革促進、公共事業や防衛予算などの国土強靱化などに要する経費が計上されており、これら経済対策の実施により30年来続いてきたデフレの脱却を図るとしています。

次に、本町における新年度に向けた取組をスタートさせましたので、そのことに少しふれてみたいと思います。

去る11月1日に開催された課長会議において、令和6年度予算編成方針を各課に対して示したところであります。

本町の財政状況は、令和4年度一般会計決算においては財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度に比べて7.7ポイント悪化しコロナ禍前の硬直化した水準に戻りつつあります。国の動向に左右される依存財源に頼らなければならない不安定な状況であることを認識する必要があります。

また、財政基金は令和4年度末においては増加しておりますが、多岐にわたる財政需要や非常時の備えとしてはいまだ十分な水準とは言えない状況です。

令和6年度は、第五次総合計画の4年目となります。将来像である「自然豊かな活気あふれる幸せのまち 平生」の実現に向けて、計画に位置付けた基本目標の施策を着実に推進していくた

めに、単に慣習・慣例にとらわれず、緊急度、有効性、優先度、経費の後年度負担について十分に検証し、特に新規事業に取り組む際には、スクラップアンドビルドの徹底した上での予算編成を求めたところであります。

なお、具体的な予算編成にあたっては、今後の国や県の動向を注視し、的確な情報収集を行い、対応に遺漏なきよう努めてまいりたいと考えております。

それでは、9月定例会以降の諸般のことについて、行政報告として触れてみたいと思います。

まずは、観光振興について報告いたします。

去る10月14日土曜日に、町観光協会主催による大星山サイクルフェスタが開催されました。当日は、天候にも恵まれ、コロナ禍前の水準には届かないまでも、全国各地から平生町にお越しいただいたサイクリストの皆さん約130名により、大星山山頂を目指したヒルクライムレースが行われました。

また、関連イベントとして、町内の飲食店を自転車で巡るたべリングサイクルやキッズバイク体験も行われたほか、キッチンカーやふわふわドーム、ステージイベントといった自転車愛好家以外の皆さんも楽しめる催しも行われ、大盛況であったと感じております。

この大星山サイクルフェスタは全国各地の皆様が平生町を知っていただく好機であると認識しております。今後もこのイベントを継続して実施していくことができるよう町としても支援を続けてまいりたいと考えております。

続きまして産業振興について報告いたします。

まずはオリーブの特産品化についてでございます。

去る10月22日日曜日に、阿多田オリーブパークにおいて、町民の皆様とともに、オリーブの収穫イベントを開催いたしました。当日収穫したのは63キロでございましたが、最終的には270キロのオリーブが収穫され、約10リットルのオイルを搾ることができました。

本町のオリーブは、令和2年2月に最初の植樹を行って以来3年と10か月が経過しております。木の育成も順調に進んでおり、パイロット農園としてはまずまずの成果が出ていると感じているところでございます。

イベントに先駆け田布施農工高等学校の協力を得て行いましたオリーブ特産品開発審査会では、食品科学科3年生17組により、オリーブをテーマとした平生町の新たな特産品として、パスタソースなどの提案を受け、それらを使用した料理の試食会を行いました。私も審査員として参加いたしましたが、どれも高校生が作ったとは思えないようなおいしい作品ばかりでした。今後はこれら作品の中から、町を代表する特産品が生まれてくることを期待しているところです。

次に産業まつりについてでございます。

今年度の産業まつりは、去る11月18日土曜日に、昨年度に引き続き、体育館周辺、特産品

センター周辺、漁協周辺の3か所で通常開催する予定としておりましたが、当日の悪天候により一部規模を縮小しての開催となりました。私も開催状況が心配でございましたので、早い時間に会場を回らせていただきましたが、それぞれの会場で安全に配慮した会場設営が行われており、寒い中ではありましたがイベントを訪れた皆様が安心して楽しんでおられました。悪条件での開催となりましたが、機転と工夫により会場設営を行われた実行委員会の皆様の行動力に敬服いたしましたところでございます。来年は、澄み切った秋空の下、まつりが行われることを心待ちにしたいものでございます。

次に、尾国地区への企業の農業参入についてでございます。

尾国地区への企業の農業参入については、令和3年12月定例会において、議員の皆様へ説明申し上げ、以来受入れに向けての取組を進めてきたところでございます。しかしながら、去る10月24日に参入予定企業の小川香料株式会社の役員が町を訪問され、このたびの取組を中止したい旨の申出があったところでございます。

本町といたしましては、関係機関及び尾国地区関係者と協力し取組を進めてまいりましてだけに非常に残念なことと受け止めておりますが、農業の担い手が減少する中において、企業による農業参入は、本町のみならず今後の農業経営に欠くことのできない要素であると認識しておりますので、まずは参入予定企業に代わる新たな担い手を募集し、今後も継続して取組を行うことができるよう対応をしてまいりたいと考えております。

最後に、イタリアーノひらおフェスタについて御報告いたします。

去る11月26日日曜日に、ひらおの魅力づくり推進協議会主催でイタリアーノひらおフェスタがマックスバリュ平生東店前駐車場で開催されました。これまで同フェスタは、産業まつりの一角で開催されておりましたが、このたびはイタリアーノひらおシティプロモーション事業の一環である「メルカートd i ひらお」を取り込み、単独開催となりました。メルカートはイタリア語で市場の意味でありまして、町内外から10団体の参加がありました。イタリア人講師によるイタリア語での買物体験コーナーや、平生町オリーブオイルのテイスティングも好評で好天にも恵まれ、1,000人を超える方々にお越しをいただきました。今後、「メルカートd i ひらお」につきましては、定期開催を目指して取り組んでいくこととしており、メルカートの開催を通じて住民の主体的な参加を得ることが町の魅力につながり、その魅力を町内外に発信していくことで、関係人口の創出を図ってまいります。

以上で、行政報告を終わります。

.....

○議長（中村 武央君） 次に、教育長に教育行政に関する報告を求めます。清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、9月定例議会以降の教育行政の進捗状況や経過について、

御報告を申し上げます。

まず、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び報告についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に対する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないとされています。このことから、今年度も、令和4年度に取り組みました主要な施策を対象に点検評価を行いました。

評価結果につきましては、この12月定例会最終日の全員協議会において、御報告をするよう準備を進めているところでございます。

続きまして、柳井地域教育委員研修会及び柳井地域フォローアップ校長研修会についてでございます。本研修会は、柳井地区市町教育委員会連絡協議会が毎年、柳井地域の教育委員会の情報共有及び充実を図る目的で行っているものですが、本年度は平生町教委が主管となりまして、11月17日に山口大学から鷹岡教育学部長を武道館にお呼びし、「児童生徒の学びの質をあげるためにこれからICTがどのように活用できるか」を演題に講演を行いました。当日は、管内の教育委員、校長・教職員等、約70名の参加を得て、これからの学びのパートナーとしてのICTについて様々な側面からお話を頂くことができました。

続きまして、社会教育関連の行事について、まず、10月15日に開催しましたファミリースポーツ・レクリエーション大会でございます。昨年と同様、午前の半日日程で開催しました。当日は天候にも恵まれ約350人の参加がございまして、子供から高齢者まで幅広い町民の皆さんが、いろいろなレクリエーションを楽しむことを通して、とても明るく生き生きと笑顔で交流を図ることができました。

10月28日には約300人の参加を得て、第6回ひらお図書館まつりを4年ぶりに開催しました。10時の開会前から、図書館前には多くの方々が列をつくられ、本のリサイクルコーナー、おはなし会による絵本の読み聞かせ、絵本の紹介やパネルシアターなど子供から大人まで幅広い年代の参加があり、とても盛況でございました。

また読書に関しては、今年度10月に初めて、おためし移動図書館として、各小学校へは2回、中学校へは1回、子供たちの昼休みの時間帯に町立図書館から車で本を運び、紹介する取組を行ってみました。この取組では、子供たちは町立図書館から届いた本を楽しそうに、自分で選び借りる様子が見られるとともに、「次はこんな本がいい」とのリクエストや「次はいつ来るの」などの声があがり、また、先生方も子供たちと話しながら選んで借りる様子も見られました。この取組は、今後学校などを定期的に巡回し、本の貸出しや紹介を行うなど読書機会の提供をすることを通して、不読率を減少させ、読書好きの子供が増えることにつながる移動図書館となりますよう、来年度は回数を増やし範囲等も広げて試行を継続したいと考えているところでござ

ざいます。

次に秋の文化行事でございますが、今年度は特に制限を設けず、実行委員会形式での企画・運営により、11月4日・5日に開催しました。会場を体育館として、まず、生涯学習表彰式。ここでは、青少年健全育成推進協議会で行っていましたが、表彰や少年の主張コンクールの優秀作文の発表を昨年度から合同で開催をしています。そして、ふれあいコンサートと町民音楽祭を開催、また総合文化展は、前日から3日間にわたって行いました。体育館前では各種バザーも行っております。この秋の文化行事には、延べ1,750人の来場者がございまして、関係者の皆さんには日頃の取組を十分に発信・披露していただくとともに、来場された皆さんには平生町の文化・芸術に触れていただくことができました。

また、11月12日には第65回平生町駅伝競走大会を開催しています。昨年度から、安全対策等から、交通量の多い国道・県道を通らない周回コースに変更しました。昨年の大会が雨のため中止となったことから、新コースでの初めての開催でした。平生中央児童館前を出発し、今井中継所、体育館中継所を2周し、平生小学校グラウンドをゴールとする全長10.3キロメートルのコースです。今大会30チームの申込みがございましたが、当日に体調不良等によって残念ながら2チームの棄権があったことで28チームの参加となりました。沿道では多くの方に応援を頂き、4年ぶりの開催の中、盛り上がりを見せておりました。

以上をもちまして、教育行政の報告を終わらせていただきます。

.....

○議長（中村 武央君） これをもって、行政報告を終わります。

日程第6. 議案第42号

日程第7. 議案第43号

日程第8. 議案第44号

日程第9. 議案第45号

日程第10. 議案第46号

日程第11. 議案第47号

日程第12. 議案第48号

日程第13. 議案第49号

日程第14. 議案第50号

日程第15. 議案第51号

日程第16. 議案第52号

日程第17. 議案第53号

日程第18. 議案第54号

○議長（中村 武夫君） 日程第6、議案第42号「令和5年度平生町一般会計補正予算」から日程第18、議案第54号「平生町保健センター改修工事の工事請負契約の締結について」までの件を、一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それでは本定例会に御提案申し上げます議案は、予算6件、条例6件、事件1件でございます。

まず、議案第42号「令和5年度平生町一般会計補正予算」であります。

今回の補正額は1億3,519万4,000円を追加いたしまして、予算総額は64億5,802万2,000円となるものであります。

初めに、今回の補正予算における、給料、職員手当、共済費などの人件費につきましては、主には人事異動や給与改定に伴い補正をいたすものでありますことから、各費目における説明は省略させていただきます。

また、会計年度任用職員にかかる人件費等につきましても、主には実績に基づく調整分について補正をいたすものでありますので、同様に省略させていただきます。

まず、歳出の主なものより申し上げます。

歳出につきましては13ページからであります。

14ページにかけての一般管理費では、職員採用試験の実施回数増加に伴う経費を委託料に計上いたしております。

情報通信費では、自治体DXの先進地視察に要する経費を旅費に計上いたしております。

財産管理費では、財政基金への積立金を計上いたしております。

15ページにかけての地域振興費では、地域おこし協力隊員の退任に伴い、活動支援業務の委託料を減額いたすものであります。

16ページにかけての賦課徴収費では、森林環境税の導入及び地方税共通納税システムの税目拡大に伴うシステム改修に要する経費を計上いたしております。

戸籍住民基本台帳費では、法改正に基づく、戸籍等へのフリガナの追加記載に対応するためのシステム改修に要する経費を計上いたしております。

17ページから19ページにかけての、山口県議会議員選挙費、町議会議員選挙費、衆議院議員補欠選挙費は、精算に伴う補正をいたすものであります。

20ページの社会福祉総務費では、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金を補正いたすものであります。

福祉医療対策費では、受給件数の実績に伴う今後の所要見込みにより、補正をいたすものであ

ります。

21ページの障害者福祉費では、令和6年度の報酬改定に伴うシステム改修に要する経費を委託料に計上いたすほか、扶助費における障害福祉サービス費について今後の所要見込みにより補正をいたすものであります。

高齢者保健対策費では、介護保険事業勘定特別会計、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金を補正いたすものであります。

22ページの価格高騰重点支援給付金事業費では、国の総合経済対策の一つとして実施します、物価高に苦しむ低所得者への給付金の支給に要する経費を計上いたしております。

23ページの保育所運営費では、過年度県補助金における実績に基づく返還金を計上いたしております。

24ページの母子衛生費では、寄附金を活用させていただき、幼児の健診において使用します機械の購入に要する経費を計上いたすほか、カンガルーノひらお育児応援事業交付金を対象者の増加に伴い増額いたしております。また、過年度県補助金における実績に基づく返還金を計上いたしております。

25ページの環境保全費では、有害鳥獣の捕獲頭数の減少に伴い、鳥獣被害防止対策事業の補助金に要する経費を減額いたすものであります。

清掃費では、熊南総合事務組合への負担金を増額いたすものであります。

27ページの林業総務費では、大星山登山道の改修にかかる工事請負費を増額いたすものであります。

29ページの道路橋梁維持費では、点検橋梁数の増加に伴い、測量設計業務の委託料に要する経費を増額いたすものであります。

30ページにかけての道路橋梁新設改良費では、県道路改良事業の事業費増加に伴い、負担金を増額いたすものであります。

河川維持改良費では、梅雨時期の大雨により排水機場におけるポンプの稼働時間が長期にわたり著しく増加したことに伴い、冷却用の水道料金及び管理委託料を増額いたすものであります。

砂防費では、県の自然災害防止事業の事業費増加に伴い、負担金を増額いたすものであります。

31ページの下水道費では、下水道事業会計への補助金を補正いたすものであります。

35ページの図書館費では、寄附金を活用させていただき、図書の購入に要する経費を備品購入費に計上いたしております。

36ページの土木施設単独災害復旧費では、工法の変更に伴い工事請負費を増額いたすものであります。

続きまして、歳入の主なものについて、御説明申し上げます。

前に戻りまして、8ページからでございます。

個人町民税につきましては、給与所得等が当初の見込みを上回ったことから、現年課税分を増額いたすものであります。

法人町民税につきましては、新型コロナウイルス感染症等の影響が見込みより小さく、当初の見込みを上回ったことから、現年課税分を増額いたすものであります。

町たばこ税では、上半期の実績から、現年課税分を増額いたすものであります。

8ページから11ページにかけての分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金につきましては、歳出における各事業の特定財源であり、確定や見込みにより増額又は減額をいたすものであります。

11ページの寄附金につきましては、明治安田生命保険相互会社から私の地元応援募金として頂きました寄附金を幼児の健診用器具の購入に、眞工金属株式会社から頂きました寄附金を図書購入に活用させていただきこととし、それぞれ充当いたすものであります。

12ページの町債では、対象事業費の増額に伴い発行額を増額いたすものであります。

前に戻りまして、5ページの債務負担行為補正では、戸籍総合支援システム導入業務につきまして、機器の発注を早期に行う必要があることから、債務負担行為を追加いたすものであります。

地方債補正につきましては、町債の補正に伴い起債限度額を変更いたすものであります。

なお、37ページから41ページに給与費明細書を、42ページには債務負担行為に関する調書を、43ページには地方債に関する調書を添付しておりますので、それぞれ御参考に供していただきたいと存じます。

また、人件費を計上いたしております特別会計におきましても、各特別会計末尾に給与費明細書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと存じます。

続きまして、議案第43号「平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」について、御説明申し上げます。

今回の補正額は、26万9,000円を追加いたしまして、予算総額は17億1,809万7,000円となるものであります。

人事異動と給与改定に伴い人件費を補正いたすほか、国民健康保険事業基金への積立金を計上いたすものであり、国保負担軽減対策費の確定による増額を含む一般会計からの繰入金により財源調整いたすものであります。

続きまして、議案第44号「熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算」について御説明申し上げます。

今回の補正額は105万円を追加いたしまして、予算総額は2,592万3,000円となるものであります。

給与改定に伴い人件費を補正いたすほか、介護認定審査会支援ネットワークシステムの改修に要する経費を計上いたすものであり、構成団体からの負担金及び介護保険事業勘定特別会計からの繰入金により財源調整いたすものであります。

続きまして、議案第45号「平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算」について御説明申し上げます。

今回の補正額は211万7,000円を追加いたしまして、予算総額は14億6,415万3,000円となるものであります。

人事異動と給与改定に伴い人件費を補正いたすほか、介護保険事務処理システムの改修に要する経費を計上いたすものであります。また、熊南地域介護認定審査会事業特別会計への繰出金も含めまして、システム改修に係る国庫補助金及び一般会計からの繰入金により財源調整いたすものであります。

続きまして、議案第46号「平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」について御説明申し上げます。

今回の補正額は151万4,000円を追加いたしまして、予算総額は2億7,630万4,000円となるものであります。

人事異動と給与改定に伴う人件費の補正につきましては、一般会計からの繰入金により財源調整いたすものであります。また、過年度における保険料還付金を歳入歳出ともに増額補正いたしております。

続きまして、議案第47号「平生町下水道事業会計補正予算」について御説明申し上げます。

下水道事業会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

第2条の収益的収入及び支出におきましては、収入の予定額を264万5,000円減額し、5億5,237万4,000円とし、支出の予定額も260万円減額し、5億5,385万4,000円とするものであります。

第3条の資本的収入及び支出におきましては、収入の予定額を466万2,000円増額し、4億3,223万6,000円とし、支出の予定額も478万9,000円増額し、6億881万5,000円とするものであります。

第4条から第7条までは、記載のとおりであります。

それでは、13ページをお願いいたします。

最初に、収益的収入及び支出の明細について、御説明いたします。

主な内容でございますが、給与改定に伴う人件費の補正や令和4年度分消費税及び地方消費税の還付額及び納付額確定による補正のほか、公営企業会計開始時点の固定資産評価額が確定したことに伴い、長期前受金戻入額及び減価償却費額を補正するものであります。

続きまして、14ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

給与改定を行うことにより人件費の補正や漁業集落環境整備事業施設の資材価格特別調査業務額の確定に伴い、委託料から工事請負費に事業費を振り替えるほか、工事請負費に公共ます設置に要する経費を計上いたしております。説明は以上になります。

続きまして、議案第48号「平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」、並びに議案第49号「町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、一括して御説明申し上げます。

両条例につきましては、特別職の職員の給与に関する法律の改正に準じまして、所要の改正をいたすものであります。改正の内容といたしましては、期末手当の支給月数を年間で0.1月分ほど引上げいたすものであります。施行日につきましては、公布の日からとした上で、適用は令和5年4月1日からいたします。

続きまして、議案第50号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、本年度の山口県人事委員会勧告に準じまして、所要の改正をいたすものであります。改正の内容といたしましては、月例給の水準を平均して1.05%引き上げるものに加えまして、期末手当及び勤勉手当の支給月数を年間それぞれ0.05月分、定年前再任用短時間勤務職員は年間それぞれ0.025月分ほど引上げいたすものであります。令和5年度における4月からの年間給与につきましては、情勢適応の原則に基づき、民間との実質的な均衡が図られるように4月から増額とし、12月にその差額を支給する予定であります。施行日につきましては、公布の日からとした上で、適用は令和5年4月1日からいたします。

続きまして、議案第51号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴いまして、所要の改正をいたすものであります。改正の内容といたしましては、産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額及び減額に係る届出についての規定を定めるものであります。施行日につきましては、令和6年1月1日といたします。

続きまして、議案第52号「平生町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準を定める際の従うべき基準・参酌すべき基準を定める内閣府令等の改正に伴いまして、所要の改正をいたすも

のであります。主な改正の内容といたしましては、認定こども園法の項ずれに対応する改正を行うものであります。施行日につきましては、公布の日といたします。

続きまして、議案第53号「平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、国の子ども・子育て支援交付金の対象となる放課後健全育成支援事業の内容について定める通知が改正され、放課後児童支援員とみなすことができる研修修了予定者の内容が変更されたことに伴いまして、所要の改正をいたすものであります。改正の内容といたしましては、放課後児童支援員とみなすことができる研修修了予定者について、研修修了期間は課されるものの、研修修了予定者を放課後児童支援員とみなす措置自体を無期限化いたすものであります。施行日につきましては、公布の日といたします。

続きまして、議案第54号「工事請負契約の締結について」御説明申し上げます。

本工事「平生町保健センター改修工事」は、個別施設計画に基づく長寿命化を意図とした改修であります。建築から36年を経過し、現状として屋根や外壁材の経年劣化が進んでおり、雨漏りや剥落を起こさぬよう、また、トイレの洋式化を併せて行うものであります。本工事につきましては、去る11月21日に入札を執行し、株式会社米谷技建が6,292万円で落札しました。

本工事は、工事予定価格が5,000万円を超える工事の契約となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要といたしますので、本定例会に御提案をいたすものであります。

以上をもちまして、本日御提案申し上げております議案につきましても提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じます。

御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 武央君） これをもって提案理由の説明を終わります。

日程第19. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（中村 武央君） 日程第19、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により順次発言を許します。河藤泰明議員。

○議員（8番 河藤 泰明君） それでは、質問をさせていただきます。

丁寧な説明と手順はできないかということでお尋ねしたいと思います。

多くの皆さんもそうだと思うんですけども、新聞やテレビ、また、ネットニュースなどを見

たときに、何かしらの感情が湧いてくると思います。

例えば、今朝の大谷翔平選手の記者会見、ちょっと時間が、この開会と近かったので全部は見られませんが、大谷翔平選手が以前MVPを取られたときに脇に抱えていた犬ですよ。あの犬の情報がなかったから、今回、記者の方が質問をされていたんですよ。犬の名前は何なんだと、デコピンです。何でデコピンなんだ。もともとがデコイという名前で、日本語的な発音を似ているものをとって選んだと、あの犬を見た方、当初ですね、推理された方いらっしゃると思うんですよ。一平さんの犬じゃないかという話もあったり、その情報の発信の仕方、それによって誤解を招いてしまうようなこともあると思うんですね。

記者の方が、その情報を元にまとめた言葉、それよりも、ちょっと最近のあまり気持ちよくない発言ですけれども、「頭は悪いね」とか、「しゃべるな」とか、そのように本人から発せられた言葉で納得ができたり違和感を覚えたりすると思うんです。

平生町ではこの数か月、イタリアーノひらおの旗印の下で、SNSも含め、実際に行われている、先ほどもお話しありましたが、メルカートなど町内外に平生町の元気が発信をされ、その広がりを多くの方が実感していると思います。イタリアーノひらおのことだけでなく、職員の方の頑張りや成果も含めて、その情報を知った方が笑顔になったり、わくわくするような平生町の情報は、子供たちからお年寄りまで元気をもらえていると思います。町内にいい影響を及ぼしています。町長の平生町を愛する気持ちが、思いが、実際に形になってきたものだと思っています。あれをやりましたよ、これをやりましたよと自慢をしているみたいで気が引けるかもしれませんが、機会や場所を捉えどんどん発信していただくことをお願いしたいと思います。

また一方、同じくらいお願いしたいことがあります。それは、情報を受け取る側がどのようにも理解できてしまうような、情報の一人歩きを招いてしまうような、シンプル過ぎる発信は極力注意していただきたいんです。限られた文字だけの発信なんかはそれに当たっていると思います。もちろん個人情報やデリケートな部分で配慮は必要ですが、広く町民にお知らせすべき事柄は、それ自体の発表に加え、町長がどういった考えで決断し、今後どのようにしていくのかを併せて丁寧な説明を加えて同時に発信をしていただくと、余計な詮索や誤解にさらに誇張が加わって拡散していくことが防げると考えていますが、いかがでしょうか。町長のお考えをお尋ねします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 河藤議員から情報発信について御質問を頂きました。

町からは様々な情報を発信いたしております。予算のことや事業に関するお知らせ、イベントの開催日時についてなど多岐にわたっております。

また、発信の方法についても、町の掲示板への掲示や広報、お知らせ版への登載、町ホーム

ページや防災メール、ファクスによるプレスリリースなどがございます。

町民の皆さんへのお願いなどは、これまでも丁寧に説明を行っていると思っておりますが、情報の内容によっては事実のみを公表する事例もございます。情報発信するに当たって、その内容によって私の考えがきちんと伝わらずに、誤解を生じかねない場合があるのではないかと御指摘を頂きましたので、真摯に受け止め、そのようなことが生じることのないよう適時適切な方法により情報発信を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 河藤泰明議員。

○議員（8番 河藤 泰明君） 御答弁ありがとうございます。

やっぱり内容によっては、本当に誤解を招いて、僕たちもその情報だけを元にいろんな町民の方からお尋ねされるんですよね。「あれはどうじゃったんか」とか、「あれはこうこうじゃろうか」と。「あれでええんか」、「一般企業じゃったらこれはありえんど」とか、「いや、そうじゃないんです」と。後から町長とかいろんな関係の方に聞いてみるとそうじゃない内容が多いんですよ。それってすごくマイナス、町にとってもじゃし、町全体にとってすごくマイナスだと思っているんですよ。そういう方って特に平生町はまあ関係ないと、わしは知らんって言いよる人に限ってすごく関心を持ってそういう情報収集されていると僕は感じています。だから平生町から、特に町長から発せられる情報について町民は本当に関心を持っています。

お隣の広島県安芸高田市の市長ではありませんけれども、丁寧に説明と手順を踏んでいただければ、町民は過剰に不安になることもなく、余計な詮索をすることもなくなると思いますし、結果として、職員も含め働く環境を守ることにつながることと思います。

私も昭和の人間ですので、なかなか難しい。本当複雑な今時代ですけれども、平生町全体で一丸となって、明るい未来のために今後の情報発信について、今御答弁いただきましたけれども、そのとおり丁寧に説明と手順を進めていただければと思います。御答弁いただきましたので、これで終わらせていただきます。

.....

○議長（中村 武央君） ここで休憩に入ります。再開を10時10分といたします。

午前9時59分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） おはようございます。通告書に従って質問をいたします。

9月議会でも質問をさせていただきました上関町への原子力発電所の使用済核燃料の中間貯蔵

施設の建設のための調査についてです。

8月2日に中国電力による上関町への使用済核燃料の中間貯蔵施設調査申入れがありました。そして、僅か16日後の8月18日には、西町長が調査を受け入れると判断しました。多くの反対や疑問の声がある中、中国電力による調査予定地の森林伐採申請がされました。しかし、事業者による調査予定地の伐採すら現在ではできておらず、11月19日には申請から伐採着手の期限を3か月も過ぎてしまいました。事業者は、その理由を、安全に作業を行うため資材の準備などを進めている状況、周辺自治体への丁寧な説明の準備を続けていると報道関係者へ対し説明したそうです。周辺自治体や住民からの理解を得るための順番が大きく異なり、現在も住民は調査の段階だとしても、中間貯蔵施設建設に不安を募らせています。

このような状況で、中国電力から、11月28日から30日にかけて柳井・平生・周防大島・田布施の首長に説明があったそうです。平生町は11月29日に中国電力からの説明を町長が受けたそうですが、どのような内容だったのでしょうか。説明を受けた上で、町長から事業者へ伝えた内容はどのようなものだったのでしょうか。町民の不安解消のため、中国電力だけでなく関係者から、町役場のみならず議員や住民も参加して質疑ができる開かれた説明会を求めることは考えていらっしゃいますか。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

上関町の中間貯蔵施設につきましては、本日2名の議員の方から御質問を頂いておりますので、答弁が重複することもございますが、御了承のほどよろしくお願い申し上げます。

中国電力は本年8月2日に、原子力発電所から出る使用済核燃料を一時保管する中間貯蔵施設の建設に向けた立地可能性調査の申入れを上関町に対して行い、上関町につきましては同月18日に受入れの表明を行っております。上関町における中間貯蔵施設の建設計画は、上関町だけでなく、私たち周辺の自治体にとっても大きく関係するものであり、町民の皆様からも高い関心が寄せられている状況であります。役場にも電話などで安全性への様々な不安や懸念の声が寄せられました。本町といたしましても、国や県、中国電力には町民に対して説明と責任がある対応を求めていく考えでございます。

中国電力は、11月28日から30日にかけて、柳井市、平生町、周防大島町、田布施町の順で訪問がなされております。本町には11月29日に常務執行役員ほか2名の方が来庁されました。その際には、中国電力から中間貯蔵施設の調査検討に至った経緯、そして、施設や調査の概要などについての御説明を頂きました。具体的には4点のお話があり、1点目が中間貯蔵施設の調査検討に至った経緯、2点目が中間貯蔵施設とはどういうものかといった施設そのものについての説明、3点目が現在の調査の状況、そして4点目が、国の方針として経済産業省のホーム

ページにも掲載されている大臣談話についての御説明をお聞きいたしました。御説明を受けた後に、私のほうからは、現状としては町民の中には不安であったり懸念であったり様々な背景を含めて不信感があるということをお伝えし、ぜひ住民の声にしっかり向き合ってもらいたいと強く要請をし、町民や議会に対して丁寧な説明をするよう責任ある対応を求めたところであります。

また、国等に対しましては、中間貯蔵施設の整備は我が国全体のエネルギー政策の根幹に関わる事案でありますので、使用済燃料の再処理や最終処分といった我が国の原子力エネルギー政策の今後の方針や見通しに基づき、その影響を受ける自治体、これは立地自治体だけでなく、周辺の自治体も含めてという意味で、これらへの丁寧かつ慎重な対応をお願いしたいと考えております。

しかしながら、現時点では中間貯蔵施設が上関町に立地できるかどうかの可能性に関する調査がなされている途中段階であり、かつ立地自治体である上関町においても国による町民への説明などは現時点ではなされていない状況であります。こうしたことから、今後の立地可能性調査の進捗状況等を注視しつつ、上関町を除く柳井地区広域圏の柳井市・周防大島町・田布施町と連携しながら、周辺自治体として国等への働きかけなどについて対応を検討していきたいというふう考えているところでございます。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 御答弁いただきありがとうございます。

町長は、9月議会で「国や中国電力は周辺自治体の住民の皆様に対して、安心につながる科学的な安全性の説明や想定されるリスクに対しても説明を果たす必要がある」と御答弁いただきました。先ほどの中国電力からの説明の中には、地震・事故・放射性物質による平生町民が受ける影響について、工事による周辺海域への影響、瀬戸内海国立公園として多島海の美しさを損なう可能性など、科学的な安全性の説明や、想定されるリスクに対しての説明は十分にあったのでしょうか。そして、中間貯蔵施設を建てたいと思っている人が、自分に不都合な説明はしないのではないかと私は考えます。

また、中間貯蔵施設について問題点を指摘している有識者もいらっしゃいます。その方たちの話も聞くべきだと私は考えます。

同じ平生町に暮らす町民、議員、関係する方が一緒に、事業者だけでなく、様々な立場の方が一堂に集まり話を聞いて、分からないことを質問できる開かれた説明会を求めることは必要だと考えます。町長はどうお考えでしょうか。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それらも含めまして、柳井地区広域圏1市3町でこれから連携して、どういうことをしていくかというのを決めていきたいというふうに思っております。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） ありがとうございます。

説明を受けた、説明を行ったという既成事実だけのために説明を受けたのでは、町民に対して無責任だと考えます。町民の不安解消にもならない。9月議会以降、町長が周辺市町の首長とどのように対応するか話していただいているとはしっかり伺っています。11月21日には、柳井の井原市長が上関の西町長へ申入れに行き、上関町に対し、計画に動きがある場合は周辺1市3町に情報提供などを含む事前の配慮をするように求めたと報道にありました。お互いのまちづくりにも関わることなので、引き続きお願いしたいと思います。

不安が解消されるまで、一つ一つ丁寧に住民が必要だという声がある限り説明を求めることはできますか。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 答弁、繰り返しになりますけど、柳井地区の広域圏1市3町で連携をして、そういうことに対してもまとまって行動をしていきたいと考えておりますので、また近々1市3町で集まる予定になっておりますので、そういうことも、言われたことも念頭に入れて、1市3町で結束してやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

2番目の質問に移ります。

関係人口創出に向けての取組についてお伺いします。

令和5年度のまちづくりセミナーを、現在5回開催予定のうち3回開催されているが、その成果と効果、その評価方法を教えてください。2、シティプロモーション事業の一つとしてメルカートが開催されました。その成果と効果、その評価方法を教えてください。3、今後の方向性についてお聞かせください。お願いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

今年度のまちづくりセミナーにつきましては、年間を通じて5回の開催を予定しております。現在までに3回の開催をしております。

このまちづくりセミナーにつきましては、地域力創造アドバイザー事業を活用しております。本町が地域力創造アドバイザーとして委嘱している一般財団法人地域活性化センター新事業企画室長及び同センターの協力を得て、それぞれの会のテーマを、まちづくり・特産品の開発・地域づくり・移住・ウェルビーイングとし、各分野の専門家を講師としてお招きし、住民の皆様に御

参加いただく形による開催としております。

セミナーにつきましては現在まで3回開催しておりますが、この事業につきましては、地域活性化センターに他の取組と併せて委託しておりますので、まちづくりセミナーにかかる費用等、詳細については承知をしておりません。

また、本事業は特別交付税措置の対象となることから、実質的な町の一般財源での負担は発生しておりません。

成果につきましては、各回ともに様々な住民の方が参加されており、幅広い世代の方に、まちづくり、将来の平生の在り方、町との関わり方、自己の活動や生き方・暮らし方を考えていただくよい機会ができ、協働でまちづくりを行っていただけるような機運の醸成にもつながっていると考えます。

また、参加者同士の交流も一部で始まっているようでして、そのつながりが広く深くなってほしいと思います。

開催日時につきましては、基本的に多くの方が参加していただけるよう休日の午前中に設定しており、役場庁舎で行っております。告知につきましては、年間のスケジュールを5月にチラシの全戸配布及びホームページへの掲載にて行い、また、それぞれの回の開催日の約1か月前には同様の告知を行っております。

当日のセミナーにつきましては、地域活性化センターの職員も協力を頂き、担当職員自身も聴講者となるようにして行っております。

フォローアップにつきましては、セミナー当日の質問の時間が限られておりますので、当日、講師の方に尋ねることができなかった質問等がございましたら、地域振興課で取りまとめ質問をするという形を取らせていただいております。

いずれにいたしましても、多くの町民の方に御参加いただき、いろいろな形でまちづくりに関わっていただきたいと考えております。今年度はあと2回開催の予定でありますので、周知を行っていき、さらに多くの人に御参加いただけるようにしていきたいと考えております。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） ありがとうございます。メルカートが盛況だったこと、私もまちづくりセミナーの後に行き、にぎやかだったなと思いました。ただ、開催日が重なっていたことは少し残念に思いました。

私は、平生町主催のまちづくりセミナーも、第3回のテーマが「地域活動」、そして第4回のテーマが「移住・定住」の会に参加をさせていただきました。とても魅力のあるお話で、いろいろなヒントを与えていただきました。

私がセミナーで紹介され、平生のまちづくりのために大切だと感じたこと、少し紹介したいと

思います。まちづくりの哲学として、自然・歴史・食べ物だけでは人は集まらない。大人たちが楽しそうにしている場所に子供は帰りたくなる。いいねと、否定されない環境が安心感を生む。発明家的発想が大切。まちの継続には年下を尊敬する文化が必要。女性がやりたいことを男性が手伝う。よそ者を受け入れる寛容性、価値観の違いを受け入れる寛容性が人を呼ぶ。どうやって人を呼ぶかよりも先に、どんな地域をつくりたいかが先に立つ。どれも大切なことで、町民全員で聞けたらよかったなと思うくらいです。

このようなまちづくりセミナーに参加するきっかけを町内でつくっていただき、ありがとうございました。私も今後の活動に生かしていきたいと思っています。

2点お伺いしたいことがあります。

今後は、実際に参加された方同士がまちづくりについてどう考えているか、それぞれ自分の感じたことや思いを共有したり、具体的に行動し実行できるのかを話し合う場をつくることをさらに検討されていますか。

2つ目、告知の仕方や情報発信について。地域活性化センターからアドバイザーとして吉弘さんよりすばらしい講師の方を紹介されています。5月14日の講師の林さんは、代表を務めるパブリシクスのホームページで「山口県平生町、令和5年度まちづくりセミナーに登壇します」と告知をしてくださっています。11月26日の講師高瀬さんも、個人のフェイスブック上で「平生町に行きました」と紹介していただいています。小さなことかもしれませんが、平生町に関心を持ってもらう、関係を持ってもらうためには、情報発信が大切だと感じます。

現在、町のホームページにどの程度町内外の方がアクセスされているのか分かりませんが、せっかくの機会なので、もう少し広く他方面へ告知をしてみてもいいのではないのでしょうか。例えば、開催情報の発信の仕方として、官民連携まちづくりポータルサイトに登録してみてもはどうでしょうか。今後の広がりを考えるなら、就職やまちづくりに関心のある山口県内の高校生、大学生などへ学校を通じて案内を届ける。

また、町内の方に限ってオンラインでのライブ配信、アーカイブ配信をするなど、デジタル化が進む中、町としても対応してみてもどうでしょうか。私の周りでは、「子供が一緒だと落ち着いて話を聞くことができないから参加が無理」、「当日に子供たちの予定や家族の予定があり、興味があるけど行くことができない」、「予定していても突然の体調不良で参加できない」という声を耳にしました。私も「お子さんと一緒に参加してもいいですよ」と職員の方に言われて、年長と小学生の2人を連れて参加しましたが、なかなか落ち着いては話が聞けませんでした。託児の設置もお願いしたいと思いますが、子育て世代、働く世代の方で関心のある方に気軽にアクセスできる方法も考えて実施してもらいたい。一緒にまちをよくしていこうというメンバーを増やすことにもつながると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 初めに、こういうつながりができた人たち、そういう人たちを集めて、そういう会議じゃないですけど、やったらどうかということですが、いい御提案だと思いますので、そういうことも検討したいと思いますし、告知の仕方についてもいろいろと御提案いただきました。全てできるかどうかは分かりませんが、できるものはやっていきたいなというふうに思っておりますので、またよろしく願います。ありがとうございました。

○議長（中村 武央君） 暫時休憩をいたします。

午前10時32分休憩

.....

午前10時34分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 失礼しました。答弁漏れがあったかなと思いますので、答弁させていただきたいと思います。

まず、本町のまちづくり統一テーマ、イタリアーノひらおを踏まえ、イタリアーノひらおシティプロモーション事業として住民主体のイベント実施及び実施主体の育成を行うため、メルカート、イタリア語で市場でございますが、開催することとしております。第1回目のメルカートを11月26日にマックスバリュ平生東店の駐車場をお借りして開催いたしました。当日は好天にも恵まれ、1,000人以上の人が来場し、町のにぎわいの創出に寄与したと思っております。

メルカートの開催につきましては、シティプロモーション事業として他の取組と一括で委託しているため、今回のメルカートだけの経費というものは現在お示しすることができません。詳細につきましては、年度末に事業者から実績報告があるものと考えております。実際にメルカートの現場に行ってみました、にぎわいのあるイベントを定期的に行ってほしいとの声も聞いているので、定期的に開催を行っていただければというふうに思っております。告知につきましては、全戸配布のチラシ及びホームページの掲載にて、約1か月前には告知を行っております。また、幅広い年代の町民の方の目に留まってもらいたいと考え、町内の各所にチラシ・ポスターを掲載し、SNSも活用しました。次回開催を望む声が多くありますので、次回開催に向けて出店者と協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

それから、関係人口創出に向けての取組の今後の方向性でございますが、まちづくりセミナーにつきましては、今年度あと2回の開催を予定しております。告知もしっかりと行ってまいりますが、数多くの町民の方に参加いただけたらと思っております。今後につきましては、今まで以上に参加者同士が話し合い、皆が一緒になってまちづくりや未来の平生のことを考え、行動をしていく場としての役割を担えるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

メルカートにつきましては、参加者・出席者から定期的に開催してほしいとの声を多く頂いておりますので、定期的に開催を行いながら運営に関わる住民の方々の主体性を大切にし、民間主導での開催を目指していきたいと考えております。

また、昨年度に移住体験住宅を開設しておりまして、平生町の暮らしを体験していただくことで関係人口の創出の役割も担っているところでありまして、今後もしっかりとPRすることで利用者の増加を図ってまいりたいと思います。結構な方が来ておられまして、東京からも、いろんな各県から来ていただいておりますし、1回だけにとどまらず、2回とか4回とか来ていただいている方もいらっしゃるのです、これはぜひとも続けていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 御回答ありがとうございます。やっぱりお祭りと同じで、皆さんが楽しいと思えることは続けていってもらいたいですし、先ほど町長が言われたみたいに民間で、やっぱり町民の方が私もやりたいって思える機会が多くある、また、それを受け入れてくれる、また町の仕組みがある、外へもうれしいことだと思っています。今後もよろしくお願いします。

3番目の質問に移ります。

役場の職場環境について質問いたします。

10月に町役場内のハラスメントに関わる報道がありました。人権行政の担い手でもある職場においてあってはならないことです。今後、同様の事案を避けるために、行政として、1、役場職員の方が働きやすい環境を整えるためにどのようなことを行っていますか。2、現在の職場の状況をどう認識しているのか、その認識の根拠をお伺いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

個人のライフプラン、価値観の多様化、デジタル社会の進展等地方自治体を取り巻く状況が大きく変化をしている中、職員一人一人の能力発揮が今まで以上に求められております。職員が持っている能力を十分に発揮するためには、職員同士がお互いを信頼し、安心して働くことができる良好な職場環境づくりが必要でございます。

原議員が御指摘のとおり、職場におけるハラスメントの問題は、この良好な職場環境づくりを進める上で、その達成を阻害する大きな要因であり、その対策が重要な課題であると認識をいたしております。ハラスメントは人権に係る問題であることから、全職員を対象とした人権研修において、ハラスメントを内容とした研修をこれまでに3回開催いたしました。

また、人権研修以外にもハラスメントの防止を内容とした研修を令和2年度に開催しており、今後も定期的に開催し、職員に対して意識啓発を図っていく予定であります。

また、管理職に昇任した際には受講をさせております山口県ひとづくり財団主催の管理職研修においても、ハラスメント防止の内容が盛り込まれております。

本町では職場におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関して必要な事項を定めるため、平生町職員のハラスメント防止等に関する規則を令和3年4月1日から施行し、併せて平生町職員のハラスメント防止等に関する指針を策定し、この規則及び指針に基づきハラスメントの防止に努めております。今後におきましても職員の意識啓発を図りながら、ハラスメント防止に対し取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、御質問の中に、現在の職場環境をどう認識しているかという御質問がありました。

昨年度、新庁舎へ移転したことによりまして、ハード面におきましては、これまでには比較にならない良好な環境へと変わりました。その一方、コロナ禍や物価高騰に起因する各種対応業務やマイナンバーカード・マイナポイント関連業務などにより職員の負担が大きく増えております。特に、国からの交付金事業や子育て関連施策等の対応で業務過多となっている職場も見受けられます。

また、メンタルヘルス不調を来す職員も増えており、現在休職中の職員は2名おります。このような状況は全国的にも同様で、総務省が行った令和3年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査におきまして、メンタルヘルス不調による休務者は全国で3万9,397人となっており、増加傾向となっております。

本町では負担解消を図るため、会計年度任用職員の活用を行っているところではございますが、今年度においては、4月1日現在の職員数が計画人数128人に対し123人と少なく、特に職員に負担がかかった状況となっております。長時間勤務が常態化している職場があると聞いておりますので、職員の適正配置に加えて、業務委託も活用しながら職員の負担軽減を図っていく必要があるというふうに考えております。今後、業務量に見合った職員配置となるよう定員管理計画を随時見直し、職員数の確保に努めていく必要があります。

しかし、生産年齢人口が減少していく中、なかなか困難な状況となっていることも予想されます。人材を確保するために、魅力ある職場づくりを進めることにより、採用と定着を向上させていくことが重要であると認識をいたしております。仕事のために生活が犠牲になるような恒常的な長時間勤務をなくし、職員間で仕事に係る悩みや楽しさを共有しつつ仕事に取り組める職場風土となるよう、必要な取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 御答弁いただいてありがとうございます。

先ほどもありましたが、私もインターネットで調べて、令和3年度に出されたハラスメント防止規則、そして人権施策推進指針、拝見しました。

実際、恐らく研修を受けた管理職の方がこういう行為をされていて、現在行われている研修などでは、働いている職員の方の職場環境を整えることにまでは至っていないのではないのでしょうか。どんなに優秀な人材が集まっても、その中でこういう行為が行われていては、町長が目指す「町民一人ひとりの人権が尊重された心豊かなまち ひらお」をつくっていくのは難しいのではないのでしょうか。

ハラスメント、相手が嫌だと思ふ行為は、職場環境で起こるべきではない現象であり、人権侵害、労働災害と同一ではないのでしょうか。それらの現象が発生しやすい状況があるのなら、今後は構造的に回避できるような仕組みをつくらないといけないと思います。

今回の件を私は報道で知りました。報道では、女性が相談したからセクハラが発覚があったとありました。役場内に相談できる環境があり、きちんと対応されたのだと思いました。しかし、現在も相談できなくて悩んでいる方がほかにいるのではないかと考えています。毎日の業務も大変の中、心のバランスをどうやって保っているのか心配です。

働いている職員の皆さんが必要だと感じたときに安心してカウンセリングなどが受けられたり、相談ができる機関が設けられていますか。この2点お伺いしたいと思います。構造的に回避できる仕組みはされていますか。相談できる機関などは設けられていますか。お願いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

先ほども申し上げましたが、職場におけるハラスメントの問題は、良好な職場環境づくりを進める上で、その達成を疎外する大きな要因であり、その対策は重要な課題であるというふうに認識をいたしているところでございます。

ハラスメントの相談窓口についてお答えします。

ハラスメントを見聞きした場合やハラスメントを受けた場合の相談窓口としては、内部相談窓口として総務課及び月1回実施する産業医による健康相談を、外部相談窓口として山口県市町公平委員会に相談窓口を設けております。それぞれの窓口がハラスメントを含めた様々な相談に対応することで、できるだけ初期の段階からハラスメントに対処できるようにしております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 御答弁ありがとうございます。

まちづくりには人が必要です。その人同士は温かなつながりやコミュニケーションが大切だと思います。自分と相手は全く別の人格を持った人であるという認識を持ち、相手を否定せず最後まで話を聞くなど、当たり前のことからもう一度見直すことが必要なのではないのでしょうか。新しい職員や若手職員、そのほか役場に関係する方々が、意見・新しい考え方が発しやすい環境をどうつくったらいいのか、実践することはできますか。

これから移住定住で仕事を探すときに、公務員としての職を考えられる方が、平生がいいよ、働きやすいよと、選ばれてほしいと私は思います。町長のお考えはいかがですか。私の一般質問はこれで終わります。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 役場として働きやすい、また、魅力ある役場をつくっていく、当然のこととありますし、私のこれは責務だというふうに思っております。

これから、今年も新入職員も入ってきましたし、来年度も入る予定にしております。入られたときにどのような研修を受けるかによって、将来にも関わってくる問題だと思っております、私が来て、新入職員の研修、今までやっていなかったんですけど、私は、すぐに各課の仕事についてを研修で入れろということにいたしました。というのは、入ったばかりで、どこの課が何をやっているかも何もかも分からないで、自分の仕事だけをやるような体制だったと、それじゃあ、やっぱり入ってきた人は自分の仕事しか分からないし、隣でどんな仕事をしているのかも分からない。そのようではおかしいと。やっぱり、まず町の役場としてどのような仕事をどの課がやっているかぐらいは、まず一番初めに知るべきだということで、今そういうことで前倒しです、各課から課長に来ていただいて研修をやっております。私に一番初めにお話をさせていただいております。公務員としてのやはり、これから公務員としてやっていくことの大切さということを教えて、教えてというか、私のできる範囲でしゃべらせていただいております。

いずれにいたしましても、職員を大事に育てていくというのも私の責任になろうかと思っておりますので、これから先、職員が本当に笑顔で明るく楽しく職場内で仕事ができるように、私としても一生懸命努力、そのために何をやるかということも含めて考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

.....

○議長（中村 武央君） 中村一幸議員。

○議員（3番 中村 一幸君） 通告に伴い御質問をさせていただきます。

関係人口についてお伺いします。

平生町では、先ほどもお話がありましたが、メルカートや各種イベントを開催して、町内外か

ら人を集め平生町を知っていただいています。関係人口とは特定の地域に継続的に多様な形で関わる人のことで、観光の交流人口以上定住未満と例えられています。多くの市町村の周辺地区では、人口減少・高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面していますが、地域によっては若者を中心に変化を生み出す人材が地域に入り始めており、今後は関係人口と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています。

平生町では、柳井バイパス開通に伴い、滞在型観光に移行する必要があると思いますが、現在の平生バイパスは柳井方面から光・田布施方面への通過になっているのが現状で、止まって観光は難しいと思います。ふるさと納税で御寄附を頂いた方へ平生町を案内し、よさを知ってもらう仕組みづくりも一つの方法だと思います。

平生町周辺地区では少子高齢化が進んでいます。以前は田や畑で整っていた里山が進まず、田畑は雑草で覆われております。総務省では、今申し上げた問題を解決するために町外から人を受け入れ、一過性ではなく継続性のある地域住民との関係を密に取る関係人口増による地域振興を奨励しています。少子高齢化が進み、町内のお年寄りが不安を持ち、畑を耕したり草刈りをしています。町内の高齢農業経験者が住んでいる周辺地区では、耕作放棄地が増え続けると、農業経験者が体で覚えたノウハウが継承されないまま途絶えてしまいます。

今年の6月から佐賀小学校のグループが、子供たちと一緒に米作りを行っています。化学肥料を使わない、農薬を使わない、そして、はぜ掛け、天日干しのことですが、米作りをしています。

町内外から人を募り、田植から稲刈りまでを農業経験者が指導できる仕組みづくりはできませんか。耕作放棄地を利用した米作り体験、オーナー制度をつくり、町内外から家族単位で募集し、田植から稲刈りに参加し平生町を知ってもらいます。オーナーになられた方へ平生町を紹介すれば、移住・定住にも見込めます。将来は、学校給食のお米は地元の安心できるお米を提供できるようにすれば、町外から児童が増え、移住定住にもつながるのではないのでしょうか。

これから田畑が荒れ、耕作放棄地が増えるのは時間の問題だと思います。太陽光発電における環境問題が議会でも上がっている今、自然環境をよくして日本蜜蜂が住める平生を目指しませんか、お伺いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えします。

関係人口創出につきましては、昨年度に関係人口創出事業や移住定住交流推進支援事業などを実施し、今年度はイタリアーノひらおプロモーション事業として、関係人口創出事業などに取り組んでおるところでございます。昨年度に実施した関係人口創出事業では、平生町での移住を検討する人を増やすため、移住支援サイトを設定し、平生町の魅力発信やPR動画の作成により本

町のPRを行ってまいりました。あわせて、移住・定住・交流推進支援事業により、オンラインイベントやオンラインツアー、現地ツアーを開催し、平生町の魅力を伝えてまいりました。

今年度は、イタリアーノひらおプロモーション事業として、メルカートの開催、オンラインイベントやツアーの実施、SNSコンテンツの充実を図る取組を進めております。先ほども申し上げましたが、11月26日にはメルカートを開催し、1,000人を超える方が来場し、町内外の方々との交流の場をつくることができたと思っておりますし、メルカートの回数を重ねることで交流人口が関係人口に変わってくるという考えもございます。

また、昨年度には移住体験住宅を開設しており、平生町の暮らしを体験していただくことで、関係人口の創出の役割も担っているところでありまして、利用者は増加傾向でございます。

今後は、こうした取組により平生町に興味を持ち、平生町と関わった方々と継続的な接点を構築し、町の関係人口を増加させていきたいと考えております。関係人口創出には様々な取組が考えられますので、現状の取組をベースにしながら、関係部署と連携を図りつつ多角的に検討してまいりたいと思います。

また、先ほどはいろいろなことをやってみたらどうかという話がありました。私どもも、それについてできるのかどうかも含めて、ちゃんと検討をさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中村一幸議員。

○議員（3番 中村 一幸君） 御丁寧な御答弁ありがとうございます。

11月に鳥取県岩美町へ総務厚生常任委員会行政視察に行つてまいりました。その中で、全国棚田百選に選ばれた田作りを紹介されました。そこでは、グループで稲作を作って、オーナー制度をつくり、町外から人を募り、田植から稲刈りまで行つています。佐賀地区で行つている米作りと関係人口を増やす取組が岩美町と似ているので、平生町でもできるのではないかと思います。佐賀小学校のグループの皆さんと話し合い、インターネットを通じてオーナー制度をつくり、おいしいお米作りと関係人口増をお話しして、やろうということで来年度から行つ予定にしております。

また、無農薬、はぜ掛けのお米は甘くておいしいお米なので、ふるさと納税返礼品としても使えます。平生町から全国へ安心安全を発信すれば、平生町に関心を持ってもらえると思います。「自然豊かなまち平生」と称しても、太陽光発電が増えたのでは、このままでは増え続けます。自然関係がよくとは言えません。町民の皆様の思いは、ふるさと平生に住んでよかった、幸せだったということです。自然環境で申し上げました日本蜜蜂は、自然環境が整つた場所でしか生息しないとされています。平生町を自然環境で一番安心できる町にすることも関係人口創出では

ないでしょうか。関係人口は、どこの市町村も関心がございます。何をどうやってすればよいか模索しながら前に進んでいるのが現状です。

日本全国の市町村が同じような状況の中、関係人口を増やす努力をして結果を出そうとしています。メルカート、あるいはイベントを開催して、関係人口を増やすお考えも結果が出ると思います。自然を利用した関係人口を増やすことは、結果がこれもついてくるのではないかと思います。どうか平生町で自然を生かした関係人口増を考えていただけないでしょうか、再度お伺いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 関係人口の創出でございますけども、町として今、一生懸命やっております。まだやり足りないということもあるかもしれませんが、ただ、町にも限りがあります。いろんなことをやりたいのは確かなんですけど、なかなか町も全部全てやれるかということ、そうではありません。その中で、どれが一番効率が良くて、直ちに関係人口が増えるかということを考えながらやっておりますので、いろんなことを全てできないです。

ただ、町民の皆様は自分たちでできると思うんです。これが協働のまちづくり、やっぱり民間同士とか町民同士とか、そういう方たちが、自分たちがやりたいことというのは確かにたくさんあるんだろうと思いますので、そういうところには町として何かできるのであればやっていきたいなと思っておりますので、そういう施策を、個人同士といいますか、町民のみんながやり出ししてくれることに対しては、私も大賛成、大歓迎したいと思っておりますので、少しでもお手伝いできれば、町としても手伝っていききたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中村一幸議員。

○議員（3番 中村 一幸君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2つ目は、交流センターに手すりをということでお伺いします。

町内には地域交流センターが6か所ございます。地域交流センターは、センター職員やコミュニティ協議会がセンター内を掃除し、花壇の手入れや雑草取りを行って、来られた方へ気持ちよく御利用できる環境を整えています。5年前に比べると、交流センター利用者に変化が起きています。それは後期高齢化です。センターを利用される方に、高齢者もですが、後期高齢者が増えているのが現状です。今後、交流センターに求められるのは安心して安全に利用できる場所になることです。今後、交流センターに事故が起きる前に、安心して安全に利用できる交流センターにしなければ、利用されている方に、けががあっては取り返しのつかない事態になりかねません。玄関から入り、靴を脱ぐのにも長椅子が必要で、立ち上がるためにも手すりが必要です。誰もが

安心して楽しく交流センターを利用できる当たり前の環境を整えることが、利用者への配慮ではないでしょうか。

そこでお伺いします。玄関に手すり、靴を脱ぐところへ長椅子と手すりを設置をお願いします。利用者への安心安全をあげることはできませんか。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

各地域交流センターにつきましては、昭和49年から平成24年までに建てられておりまして、センターによっては現在、玄関入り口やげた箱付近に手すりや椅子を設置しているところもございます。

センターを利用される方につきましては、高齢化もしてきているのが現状であります。今後、安全性を確保していくために、手すりや椅子等を設置することは、安心安全にセンターを利用させていただくことにつながると考えております。

各センターの玄関等につきましては、広さや形状、げた箱の位置や使い方などがそれぞれ異なっております。高齢者の方のみならず利用される方全てのことを考え、安全にそして安心して御利用できるように考えていきたいと思っておりますので、皆様の御意見もお聞きしながら対策等を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中村一幸議員。

○議員（3番 中村 一幸君） 御答弁ありがとうございます。

町長からもございましたが、ある地域交流センターでは、お年寄りが靴を脱ぎスリッパに履き替えるまで、その姿を見て苦労しているので、長椅子を設置してすのこを敷き、下足箱まで歩いていけるようにしているところもございます。その交流センターをそうしたのは、そのセンターあるいは責任者がどうにかできないかということで、そういうふうな形を取ったと思います。

「子供からお年寄りまでが安心して利用できる優しい環境を整える」という町長からのお言葉がございました。私が申し上げたいのは、交流センターと本庁が連絡を取り合い、スピードを持ってコミュニケーションを取りながらいろいろな問題に対処していただくということです。これからもっともっと利用者が増えて、楽しい交流センターにするためにも、本庁と交流センターのコミュニケーションを取るという形は取れないでしょうか。再度お伺いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 各センターとはコミュニケーションを取っていると私は思っております。

各センターさんには私どもも行かせてもらっていますし、私どものほうの担当課もちょうちよく出て行って話は、いろいろコミュニケーションを取っているとは思いますが、今言われたような

安全施設とか、そういうことについては、センターさんのほうの御意見を聞きながらどうすれば安全だろうかということも含めまして、各センターさんと相談しながらやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中村一幸議員。

○議員（3番 中村 一幸君） 御答弁ありがとうございました。以上で、私の質問を終わらせていただきます。

.....

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） 失礼します。通告書に従い質問をさせていただきます。

迫る農業問われる改革について。

私は、議員にさせていただいてから9年目を迎えております。農業関係の質問は数を数えられないほどしてきました。現在では太陽光発電が増えるばかりで、何の進展もありません。町民から「どのように進んでいるの」と問われ、私自身、町民に寄り添うケアをしているのであろうかと反省するばかりです。初心に戻り、新たな気持ちで、しつこく、粘り強く、着実に一步一步進めていきたい思いです。

それでは、1回目の迫る農業問われる改革について質問をさせていただきます。

1つ、中山間地域等直接支払制度についてです。2つ目は、補助金制度の活用についてです。

まず、1つ目の中山間地域等直接支払制度について、平生町の令和4年度の1年間の実績状況は、集落数11、集落協定参加数109人、協定面積33.6ヘクタール、交付金約600万円を頂いております。多面的機能支払交付金は、1年間実施状況です。集落数4集落、協定参加数は37人、協定面積は18ヘクタールです。交付金130万円です。これら2つの制度は兼ねられるのでしょうか。第5期対策事業は令和6年度で終了しますが、次期の対策に残り8集落の適用を含め、十分な配慮をしていただけますでしょうか。多面的機能支払交付金の中で、4集落、1つは中山間の直接支払制度の600万円の対象は頂いていない集落です。いろいろな事業メニューがありますので、行政と農業者が地元に入り、一緒になってサポートをしていただきコミュニケーションを図り、持続可能な農業を目指していきませんか。お願いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

中山間地域等直接支払制度につきましての質問を頂きました。平生町では、町全域が半島振興法の適用を受けることから、中山間地域等直接支払制度の対象地域となり、この制度を活用し、農業生産条件の不利な中山間地域等において農用地を維持・管理していくための農業生産活動に

対し支援を行っており、今年度においては昨年度と同様11集落が協定を締結し制度を活用されております。この中山間地域等直接支払制度ですが、議員の御指摘のように、令和6年度で令和2年度から始まった第5期対策が終了することになります。次期対策についての詳細な情報はまだ国から示されておりませんが、町としては、この制度は本町農業に非常に有効な制度であるだけに、今後も継続された場合の移行も含め、集落の状況確認を含めて進めているところでございます。その中で、この制度の要件となる今後5年間営農を継続するという部分が、集落がこれから先の取組を検討するに当たっての大きな障害になっているということを知っておりますが、逆にこの制度がなくなったら農業は維持できないという声があるのも事実でございます。町としては何とかこの制度を活用し、集落の営農が継続していければと考えております。

また、中山間地域等直接支払制度は、主に農地の傾斜によって交付金を交付するものとなりますが、この制度を含む日本型直接支払制度の中には、農道、農業用水路の維持管理のための共同活動の支援を行う多面的機能支払制度があり、今年度は昨年度同様4集落が取り組まれております。中山間地域等直接支払制度との併用も可能であり、3集落において併せて活用をしておられます。現在併用していない集落においても、取組が可能であれば活用を検討していただけるようしっかり説明していきたいと考えております。中山間地域等直接支払制度は、農業者・農地の減少が進んでいる本町にとって非常に有効な制度であると認識しております。今後も制度が継続していくことが国において確定されれば、一つでも多くの集落で取り組んでいただけるよう取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、補助金制度でございますけど、それは、はいわかりました……。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） ありがとうございます。知らない農家の人も数多くいるように伺っておりますので、次年度を期待しております。

2つ目の補助金制度の活用についてです。

現在の支払制度や、今頂いた支払制度や交付金だけでは、約40年前に整備した土地でさえ道路の幅が狭く、水路の破損、イノシシの被害もあり、農民は対応に頭を抱えているのが実情です。持続可能な農業を存続する思いは強く、所有者が負担金を払うとして、県補助金制度に町は取り組むのかをお聞きします。

また、現時点で担い手になりたいと申し出ている者がいるとの話は聞いております。可能ですか。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

御質問にあります所有者が負担金を払うとして、県補助金制度には町は取り組んでもらえるかということでございます。

補助金制度に関しましては様々な制度がございまして、県だけとか、国・県も含めてというようなものもございます。いろいろメニューがたくさんありますので、例えば道路・水路・暗渠・排水・鳥獣防止柵等の整備を御希望される場合には、地区全体で要望内容を取りまとめて町へ御相談いただき、御要望に沿った事業を精査するとともに県への確認を行い、その判断をしたいというふうに思っております。賛否について判断をしたいと思えます。その上で事業要件を満たしている場合には、改めて申請書を提出いただき、県と調整を図り事業を進めることとなります。このような手順が必要になりますが、まずはもって、どういうことをやりたいということを町のほうに御相談いただくのが一番早いだろうというふうに思っておりますので、ぜひとも御相談をしていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） ありがとうございます。農家の人たちはいろんな制度があるのを御存じないので、今、町長が申されましたように、相談していただければ前向きに検討していただけるという心強い御返事を頂きましたので、ありがたく思っております。ありがとうございます。

どうしてこのような質問をするかといいますと、地元を離れ、都会の企業に勤め退職した後、我が町に帰省したとき、自然豊かでありながら整備の行き届いた田園風景を見て、先祖のある生まれ育ったふるさとでやりがいを持って第二の人生を農業に取り組んでいきたいと思えるような土台を努めることが、今の平生町に必要ではないでしょうか。この声は聞いております。

今回、質問のため産業課へ資料を頂きに行きましたが、ないとのことなので、私は総合庁舎に二度足を運び資料を頂きました。産業課に行けば、これは建設課と言われ、何度も行ったり来たりしました。連携して取り組んでいただければ、前向きにスピーディーに進むんじゃないかなと思いました。

以上です。

○議長（中村 武央君） 答弁は要らないということでいいですか。

○議員（5番 中本 敦子さん） 要ります。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、またがる事業というのは当然ありまして、この部分は産業課この部分は建設課というようなこともありますが、そうはいつでもあっち行け、こっち行けではなくて、丁寧

に説明をしていかんといかんと思いますし、この部分は産業課でできると、ただこちらの部分は建設課でお願いしてもらわないとちょっとうちではできませんというのはあると思いますが、ただ、分かりやすく説明するにはしていきたいというふうに思っておりますし、ちゃんと同じような、同じようなという言い方も変ですが、連携するような事業につきましては、お互いにちゃんと説明をしてあげられるような体制をちゃんとつくっていききたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） ありがとうございます。

それでは、2問目の質問に移らせていただきます。

町民への分かりやすい説明の必要性について質問をさせていただきます。

「広報を見れば町の情報も動きもよく分かり、今までと違い、財政に至ってはすばらしい」と絶賛の声を聞いておりましたが、「金がないのか町は何も変わらない。昔のまま、発展なし。何年前の工事申請も直らん」との声に、どうしたものかと思ひ悩みお尋ねする次第です。平生町は高齢化率約40%で、財政の予算表、決算表、円グラフの見方が難しいのか、理解していないのではと思える声を耳にしたのです。広報には予算表、決算表、円グラフ、その上単語には丁寧な説明がしてあるが、理解していないように思い、時には高齢者、特に女性が集まる場を利用して対面でのお話をしていただければ理解しやすく、職員と町民の近親感が湧くと思う。無理のない機会、5分程度でいいです。いろんなチャンスを利用して、正しく理解される分かりやすいよい方法はないのでしょうか。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

本町では、4月に当初予算、11月に決算状況の概要を広報紙に掲載しております。少しでも分かりやすくなるように円グラフを使い、収入と支出の内訳を視覚的に分かりやすくお伝えしているところです。紙面スペース等の都合はございますが、年齢等問わず住民の皆様に対して分かりやすい情報を発信することは、行政の責務と捉えておりますので、今後もより多くの方が少しでも見やすい、分かりやすい紙面となるよう研究改善に努めてまいりたいと考えております。

また、本町では、町の取組を住民の皆様にご存知いただく機会として、また、生涯学習の推進を目的として、生涯学習まちづくり出前講座を実施しております。本町の総括的な財政状況について説明するメニューも設けておりますので、各団体の集会等におきまして御要望がございましたら、ぜひ御活用していただければというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） ありがとうございます。これで、私の質問を終わらせていただきます。

.....

○議長（中村 武央君） これより休憩に入ります。再開を13時、午後1時といたします。

午前11時53分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） それでは、通告しています歯科保健について質問をいたします。

先月の11月8日はいい歯の日ということで、歯と口腔の健康についてマスコミの報道などが多く見受けられました。人生100年時代の健康社会づくりにおいて、歯と口腔の健康は大変重要な要素となります。口腔の健康は全身の病気に深く関わっていることが分かってきました。例えば、歯周病は糖尿病や脳血管疾患、循環器疾患など200の病気に関係していると言われております。関係法令には、国では歯科口腔保健の推進に関する法律があります。県においては、山口県民の歯・口腔の健康づくり推進条例が制定されています。町民の健康を推進するためには、歯科保健についてどのような取組をされているのかまず質問をいたします。

次に、このことについて町長の見解をお尋ねいたします。県では、村岡知事が積極的に旗振り役になっておられます。県民の誰もが生涯を通じて健やかに心豊かに生活するためには、自分の口で食べることが重要だと話されて、全国でもユニークな取組でもある官民協働の健口スマイル、健口の「こう」は「口」でございます。健口スマイル推進事業を2020年にスタートさせています。ちょうど3年半前にスタートしております。新聞やテレビに知事自身が出演して県民に語りかけておられます。平生町でも、町民が生涯にわたって活躍し、幸せを実感できる施策の一つとしてしっかり推進していく必要性を感じています。町長の見解をお尋ねいたします。

以上、2点についてお願いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 歯と口腔の健康は、健康寿命の延伸につながり、日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が重要であると認識をしております。

県では、県医師会と連携して「よく食べ、よく噛み、よく話す。笑いあふれる人生100年時代はお口の健康から！」と題しまして、健口スマイル推進事業を展開しております。

本町では、令和3年度から7年度までを計画期間とする第三次健康づくり計画に、歯・口腔の健康を掲げて推進しており、何でもかんで食べることができる人の割合を増やすことを目標として各種取組を進めております。総合計画では、国民健康保険の被保険者を対象に受診率の目標を掲げているほか、介護予防の推進におきましては、平生町高齢者福祉計画に盛り込んで取組を進めております。妊娠期の妊婦歯科健診、乳幼児期の1歳6か月児・3歳児の歯科健診、学校における歯科健診、国民健康保険や後期高齢者医療保険制度による歯科健診など、ライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりに取り組んでおります。

また、育児学級や健康相談、介護予防教室等におきまして、対象者の年齢や状態に応じた歯科保健事業も行っている状況です。町の健康づくり計画における目標、何でもかんで食べることができる人の割合に対して、県民意識調査では、平成29年度の実績79.1%に対して、令和4年度では80.1%と微増となっておりますが、県平均を下回っているほか、1年間に歯科健診を受けた人の割合は50.9%と、県平均の54.3%を下回っています。総合計画における国民健康保険の歯科健康診査では、令和7年度目標の受診率10%に対して4%前後で推移している状況です。歯科疾患の予防の点からも、歯科の受診率を上げ、8020運動の啓発に取り組む必要があると認識をいたしております。町民の皆さんが元気で生き生きとした人生を過ごすことができるよう、歯科受診につながる啓発や、町内歯科医療機関と連携し、歯と口腔の健康の維持推進による健康寿命の延伸に取り組んでまいりたいと考えております。

私、町長としての見解ということでございまして、県は、市・町や山口県歯科医師会や関連民間業者と連携して、県民の健康寿命延伸を応援する事業である健口スマイル推進事業を令和3年3月に始めております。本事業は、県民の人生100年時代に必要な口腔衛生意識の向上を推進するもので、学校から家庭、職場における口腔ケア意識の定着化、かかりつけ医の定着による歯科定期健診の充実を目指しております。情報発信につきましては、村岡県知事と県医師会長が動画に出演されるなど、かむことの大切さをPRされています。私といたしましても、生涯にわたる健康保持推進には、歯と口腔の健康が重要と考えており、かむことの大切さを認識しており、かむことは認知症予防につながるとされております。町では、4月18日のよい歯の日、6月4日から10日の歯と口の健康週間、11月8日のいい歯の日などの機会を捉えて、町広報、ホームページ等を通じて普及啓発のメッセージを送り、歯科保健への意識向上、歯科定期健診の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） 町長さんも、歯と口腔の健康について重要性をしっかりと認識されているとの見解を伺い、安心いたしました。これまでもいろいろと取り組んでいるようです。

けれど、今おっしゃったように、なかなか結果が出ていないというのが現状だと思います。

これに対しての政策なんですけれど、幸せのまち平生町の実現のために、住民に必要なと思う施策を十分なものにするためには、まず、町長の認識と熱意が重要な要素となると考えます。町長の号令の下、職員はそれをかなえるために動きます。

また、町民は町長の情報発信には敏感に反応します。ですから、町長にはしっかり職員や町民とのコミュニケーションを取っていただきたいと思います。職員は全員で123名の組織ですから、一人一人に語りかける時間を取っていただきたいと思います。現在の職員とのコミュニケーションの現状と、これからの取組をお伺いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 職員との向き合い方も含めて、やはり、健康でないと仕事はできないわけでありまして、職員の健康にも大変気を使っていかなければいけないというふうに私も思っております。私から声をかけて職員と色々な話もしていきたいとは思っております。

また、職員からも気軽に声かけができるような町長になりたいなというふうにも思っております。本当にコミュニケーションがあるということが一番、どんなことに対しても必要だろうというふうに思っておりますし、何もしゃべらない、何も言わないでは、なかなか意思疎通が図れないわけでごさいます。これからも職員に対していろいろと語りかけて、今現実になんかことが悩んでおられるのか、また、どういうことがその家庭の中で起きているのかも含めて、なかなかおっしゃりにくいとは思いますが、そういうことも含めて語り合えるような組織にしていきたいなというふうに私は思っております。質問の趣旨とはちょっと違うかも知れませんが、とにかくコミュニケーションを取って、また、先ほども言いましたとおり、歯と口腔については大事な、本当に、ものでございますので、私も何とかしてそれらのことを発信していきたいなと、どういう発信の仕方がいいのかということも含めて、そういうこと、大事なことに付きましては、ぜひとも町長として情報発信をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） 今回、私は知事の県民に対するメッセージ力の大きさを痛感いたしました。先ほど河藤議員から、丁寧な誤解を招かないような情報発信をとの質問がありました。その際には、関係課とよくすり合わせて情報発信をするなど注意も必要ですが、浅本町長にもこれまで以上の力を発揮していただきたいと思っております。

また、職員の健康にも配慮して、しっかりコミュニケーションを取りますとおっしゃっていました。きちんとした仕組みづくりをお願いしたいと思います。思いを形にするための仕組みづくりをお願いしたいと思います。職員は、町長の目指す方向を実現すべく努力します。原議員の質

問にも答えられましたように、職場の環境に注意を払い、職員のモチベーションが上がるような取組をお願いします。

歯と口腔の健康については、最近、私の周りでも、その健康を害して大変な目に遭ったという人が何人もいました。健康で食べたいものがおいしく食べられることの幸せを町民に広く伝え、町としてもしっかり取り組んでいただきたいというのが今回の私の質問の要旨です。

以上で、私の歯科保健についての質問は終わります。

それでは、2つ目の保健センターについての質問に入ります。

新型コロナウイルスワクチン接種に対するコールセンター業務が終了となり、やっと保健センターの改修がこの12月議会の議案に上程されました。保健センターは昭和61年度に建設されています。町の公共施設等総合管理計画による長寿命化改修、大規模化改修が必要となっています。議案第54号が可決されれば工事が始まる予定です。契約金額は6,292万円で、屋根とトイレが主な工事であると先ほど説明がありました。この改修で使いやすい保健センターになるのではと私も期待しております。もう少し詳しい説明をお願いいたします。

次に、これまでのセンターの業務と利用状況をお聞きします。

町民の健康を守る拠点が保健センターです。町内には子育てなら平生幼稚園やポコ・ア・ポコなどがあり、お年寄りの健康に関する施設なら各交流センターや社会福祉協議会など様々な施設があります。高齢者の健康支援や子育て世代の包括支援の役割など、センターが中心となってつなぐ役目があります。

現在、保健センターを取り巻く環境は、年間50人を割る出生数の減少、男性への育児参加の促進、人口の4割となる高齢者の増加、そして、新型コロナウイルスなど新しい伝染病への対応など大きな変化に見舞われています。センターの利用状況も変化があったと思います。新しい課題も出てきたと思います。

以上2つ、保健センターの改修への説明と、センターの利用状況について質問いたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

保健センターは建設から36年が経過し、屋根の老朽化による漏水が見られること、外壁材の剥離による事故を防止し、今後も全ての住民の健康維持増進を図る拠点施設として必要な事業を行っていくため、個別施設計画に基づき、長寿命化を図る改修とトイレの洋式化を行います。保健センターは、母子保健事業や成人・老人保健事業など、総合的な保健サービスを提供するほか、住民の健康相談、保健指導及び健康診査、その他地域の保健に関し必要な事業を行っております。妊産婦、乳幼児から高齢者まで世代を超えて利用していただく拠点施設であり、ライフステージに合った切れ目のない保健事業を展開して、住民の皆さんの健康維持増進に努め、安心して元気

に暮らせる地域づくりを進めてまいりたいと考えております。このたびの改修は、屋根・外壁・トイレ改修が主なものでありますが、今後、施設内部においても、利用者の利便性の向上につながる維持・補修・改良に努めてまいりたいと考えております。

それから、センターの利用状況及び課題でございますが、感染対策から母子保健事業において、各種学級は予約制の少人数で回数を増やして開催しておりますが、複雑な家庭環境や子供の発達に関して不安や悩みを抱える家庭が増えているというふうに感じております。子育て中の参加者同士の交流、つながりができる機会が少なくなっていると認識しており、保護者同士が交流し、孤立しないための居場所づくりが必要ではないかと感じております。

また、年齢に応じた健康づくりにおける食生活や生活習慣病対策など、健康意識の向上に細やかな支援体制づくりを行う必要があると考えており、案件によっては対面で顔が見える場づくりが必要であると考えております。

さらに、新型コロナワクチン接種の集団接種会場としてこれまで使用してまいりましたが、その間、団体の皆さんの活動等が制限されている状況となっております。

そうした課題がある中、新型コロナワクチン接種のコールセンターを年内で閉鎖いたします。コールセンター閉鎖後のスペースの利活用として、現在の事務所が手狭であることから、事務所としての使用、対面で顔が見える場づくりや相談業務が行えるスペースの確保を考えております。

令和6年度以降、新型コロナウイルスワクチン接種は定期接種に移行することから、町として集団接種は予定しておらず、気軽に保健センターを利用いただき、居場所づくりとなる機会が増え、ライフステージに合った切れ目のない保健事業を展開して、住民の皆さんの健康維持増進を図ることができると考えております。気軽にお立ち寄りいただけるような施設の維持補修を行いながら、保健センターの役割であるライフステージに合った切れ目のない保健事業を展開していき、住民の皆さんの健康維持増進に努め、安心して元気に暮らせる地域づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） 保健センターの建物としての在り方として、これまでも事務所が狭いこと、トイレの改修が必要なこと、階段が危険なこと、筋力トレーニングマシンの置き場所がないことなどについて意見を申し上げてきました。また、コールセンターの後の有効活用にもお話をしてきたところです。

今、町長さんが一応、漏れのないようなお答えをくださいましたけれど、この改修をする上で、センターの職員の声や、関係団体である母子保健推進協議会や、食生活改善推進協議会などに意見を聞かれたのか質問いたします。使い勝手がいい保健センターにとしますので、現場の人の

声が大切になってきます。

また、本庁から少し離れているセンターに、町長は行事以外でどの程度足を運んでいらっしゃるのでしょうか。トップの姿勢は職員の意識に大いに関係します。先ほどから申し上げているように非常に関係します。町長には各部署にしっかりコミュニケーションを取っていただきたいのです。保健センターは少し離れていますから、そのことについてどのようにお考えか質問いたします。

以上、改修について現場の声が届いているか、また、町長としてどのような意識を取っておられるのか伺いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

現場で働いていただいている職員、それからこの施設を利用されている方々、これらにつきまして、いろんな御意見は今も聞いてはいると思いますが、実際に何かあればそういう方からは言われるんですが、こちらからどうですかというのはお声がけはしていないと思いますので、そこについてはそういうお声がけをして、何か不便なところはありますかとか、どうしてほしいとか、そういう意見は真摯に聞いていきたいなというふうに思っております。

また、職場ですね、保健センターにどのくらい行っているかということですが、ワクチンを打ちに行ったぐらいかなど。あと、いろんな団体が、例えば食事を作ったのでちょっと来てくれとか、そういうときにはお伺いさせてもらっていますけども、じっくりと行くことってあまりなかったもので、あと、子供の会なんかにも参加をさせていただいたこともありますし、バザーがあったときも行かせていただきました。たくさんの方が来られたのを覚えております。そうはいつでも、そんなにたくさんは行っていないので、これからは参りまして、職員たちのいろんな意見とか、要望とかありましたら聞いて、また、さっき言いました利用者の方々についても、御意見や、いろんな対応をしてほしいことなどを聞きながら、今後どうしていくかということも含めて検討はしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） いろんな方々の意見を聞くというのは、できることできないことありますから大変だとは思いますが、そういった意見も全然聞いてもらえないのよというような声も入っていますので、しっかりとその辺りのことも取り組んでいただきたいと思います。

先ほどの、例えば階段が危ないとか私申しましたけれど、先ほどの中村議員もスリッパを履き替えるときに云々という言葉がありました。いっそのことスリッパなしの、土足じゃなくて靴下で歩けるような形に、じゅうたんを敷くなりちょっとした保温をするなりして、スリッパなしに

するというのも一つの手じゃないかなと思います。交流センターにしてもしかりです。そういったことも一考していただけたらどうかなと思っております。

また、事務所が狭いので、あれをちゃんと交流センターの跡地のほうに少し広げられるようですけれど、しっかりと広げられるわけではないように私は聞いております。狭いと、住民が来たときにやっぱり狭苦しいと、気の毒だなと思いますし、暗いイメージになります。もう少し明るいアットホーム的な、特に母子保健推進だったりお年寄りの健康増進だったりするところですので、もう少し明るい雰囲気のできたらなという思いがあります。

あと、今回、田布施町でもこの夏保健センターが新築されています。使用された人に聞いてみますと、まずトイレがきれいだというのと、多目的に使用できるホールがあり住民にとっても使い勝手がよいという返事が返ってきました。トイレは特にみんなが注目するところですので、ここで印象がかなり入りますので、ぜひトイレの改修のほうは、どこの施設でもそうなんですけれど気を使っていたきたいと思っております。田布施のほうは、残念なことに調理室がないという声も聞いています。社会情勢の変化やそれに伴うニーズの変化を的確に捉えた新しい課題にも対処できるような改修となることを望みます。

工期は今年度中では難しいと思っておりますので、繰越案件になるのでしょうか。関係団体の人から、いつ頃までに工事が終わるのかという質問も受けています。大体の工期が分かれば教えてください。この改修が館としての機能の充実につながり、町民にとっても職員にとっても使い勝手のいい建物になるような改修を望んで、私の質問といたします。工期だけ分かれば教えてください。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 担当課長から説明させていただきます。（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 武央君） 暫時休憩いたします。

午後1時28分休憩

.....

午後1時30分再開

○議長（中村 武央君） 再開します。久保健康保険課長。

○健康保険課長（久保 秀幸君） 今、保健センターの改修の件でございますが、工期的には、内容であります。当然、屋根、外壁等も行うこととしております。標準的などということの、いわゆる工期ということも考えると、約半年という形で梅雨を見据えて行っていきたいという考えで話を進めております。

以上でございます。

.....

○議長（中村 武央君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 町の財政運営についてまずお伺いをいたします。

平生町教育委員会は、将来的な児童生徒数の減少や学校施設の老朽化に対応するため、小・中学校の適正な規模と適正な配置について検討をするための委員会を設けて動き始めております。

12月8日付の回覧で、町内各世帯にこのことも、アンケートの調査を実施しますという名目でお知らせになっておると思っています。ですから、平生町ではもうこれから先、少子化に備えて、また学校の老朽化に備えて再編計画をつくっていくんだなというのは町民共通の課題になってくると思えます。

そこで問題は、この計画は令和7年、2025年を目標に策定されるという方針のようですが、この計画は、つくられたら必ず実施をしなければならない計画です。総合計画のような計画ではございません。必ず実施しなければならない計画になります。ということは、必要な財源をちゃんと確保することがこの計画の担保することになります。

これから先のことにちょっと触れてみますが、2023年、令和5年度の出生数ですが、12月11日現在で生まれた子供、4月2日以降生まれた子は29人です。現在、母子手帳を33人に交付をされておるようです。そのうち13人が4月1日までに出生されるのではないかとこの予定になっております。したがって、42人を前後に動くと思えます。これから先6年後、小学校1年生に入ってくるわけですが、この42人という数字は、これまでの流れからいけば来年か再来年、2025年頃には35人を割る可能性が随分高まってまいりました。ということは、1学年1学級です。それが9年を過ぎると平生町の学校は9クラスになります。

今度の計画をつくることは、こういったことも十分勘案されて、いろんな広い意味でやられると思えますので、これらに耐えられるだけの財源確保対策のために、基金を造成をする必要があると思えます。これは必ずやらなければならないことです。ちょっと通告に「教育施設整備基金」という仮称を出しましたが、これは「というような」というようにしてください。そうでないと将来名前をつけるのに困られるかもしれませんので、これには固執しませんから、学校施設を整備するための基金というように御理解をお願いしたいと思います。後、命名で困るといけませんので、ここはそれのように理解していただきたいと思えますので、まずこの点について町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

公共施設の整備計画に沿った財源の積立ての確実な実行は、持続可能な財政運営における重要課題として認識しており、小・中学校の整備計画の策定に当たっては、教育委員会部局と連携を密にし、財源の確保と一体的に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、本町でも他の自治体と同様に、公共施設等の管理に関する基本的な方針や施設ごとの更

新費用等を定めた公共施設等総合管理計画及び個別施設計画を作成しておりますが、その中で公共施設等の老朽化対策などの財源確保のため、特定目的基金であります公共施設整備基金への計画的な積立を行っていくとしています。小・中学校につきましても公共施設等の一部でありますので、既存の公共施設整備基金の活用が考えられますが、整備計画を作成していく中で、より目的を明確化した新たな基金の創設についても検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（中村 武央君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 積極的な答弁を頂きました。

ずっと私、この質問をするに当たっていろいろ調べてみまして、まず第一に関心があったことは、平生町がどういう歴史をたどってきたかということです。昭和30年、1955年の1月1日に合併をしておるんですよね。ところが1956年、昭和31年、2年後の12月に財政再建団体になって、その承認を受けておるんですよ。それから、当時の財政再建団体がどういうものであったかは知りませんが、いずれにしろ財政再建をやるさなかで佐賀小学校の統合新設、平生小学校の統合新設、平生中学校の統合新設と、これ約17年間かかちよるんですがね、これをやってきてるんですよね。私は、当時の町長さん——吉永さんですが、と何回か話をして、ちょうど再建団体のとき、「平岡さん、何ぼ財政再建団体だって、やらにやいけんことは絶対やらにやいけん」と、そういう決意を、よく話を、「かった」という話をしておられました。やがて、そういう財政再建団体でありながらも、今言いましたように教育施設の充実をやってこられているんですよね。

これから先、計画をつくられて10年はかかっていくと思うんですよね。そうすると、平生中学校は60年超になりますし、平生小学校の管理棟なんかは70年超えると、そういうことから、今までの歴史も考えてみながら、本当にやっぱり気合を入れてこの問題に取り組むというのは、教育長なんか腹を決めてやっておられると思いますし、そのような姿も見えますから安心してはおるんですけど、財政を裏づけがなければ計画はできません。このような歴史を見ながら、よくやってきちゃったんだなと思います。ちょうど来年、再来年は合併70周年になるんですけどね。

そこで、町のいわゆる地方債の償還金の計算も財政にもりました。ちょうどちょっと庁舎の関係がありまして、令和4年は増えてきちよるんですけど、この間、令和4年の返済額は5億円ですよ——年間、地方債。それから令和5年の下水道のほうの償還金が3億9,000万円ですから約4億円ですね。それが2031年、令和12年には5億円が3億円になります——これは新しい起債をちょっと無視して計算した数字ですよ。これから事業もやりますから、これほどは減らんとお思いますけどね。いずれにせよ、かなり減ってくる。1年に約、毎年——10年ぐら

いのペースで2, 500万円ずつぐらい減ってくるんじゃないかと思います。下水のほうは、毎年2, 000万円ぐらいのペースで減ってきます。4, 500万円ぐらいのいわゆる地方債の償還金が、これから先、7、8年から10年ぐらいで減ってくるんですよ。ここをやっぱりしつかりと分析をされて、今、公共施設の建設基金がありますけど、これは今までの流れで積んでは崩す——庁舎の返済に充てていますから、今、庁舎のことは考える必要はなくなってきているんです、庁舎の返済は——あとあるのは、いわゆる周東環境衛生組合の施設の更新がかなり金額はあるようですけど——というのを考えてみても、とにかく計画は進むわけですから、こういった償還額の減少をしっかりと捉えて、目的を持って、私は3, 000万円ぐらいの基金を積み立てるぐらいの気迫で取り組んでいただきたいと思いますと思うんですが……。

こういったことも含めて、ぜひ、よく分析は多分されておると思いますし、財政もかなり腹を決めた数字を作って、表を作ってもらいましたから大丈夫だと思いますけど、この決意がまず要ると思うんです。このところをもう一遍ちょっと、中途半端じゃなくて、そうしようじゃなくて、やっぱり、やろうという決意を頂きたいと思うんですがね。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 小学校・中学校につきましては、御承知のとおり、かなり老朽化しているというのは見ていただいてお分かりだというふうに思っております。それを踏まえて今後どうするかということは今、検討していただくことにしております。

ただ、財源の話がありますので、財源は当然私も町長部局のほうで担当しますので、計算等もしっかりして、どのぐらいの建物を建てて、どのぐらい借金して、いずれにしても補助金が出るならどのぐらい出るのか、そういうのも含めて検討するよにということはあると思います。身近な例が、田布施に麻郷小学校ですか、あれ最近建てたんじゃないかなと思いますので、どのぐらいの補助金が出て、どのぐらいの起債をして、どのぐらいの大きさの建物を建てたのかも含めてちょっと調査もして、どのぐらいのものを建てたのが一番いいのかも含めて、その財源も含めて検討をさせていただきたいなと思いますし、柳井も何か、この間、あそこどこですか、小学校が、例の図書館を造られたところの下に小学校が結構新しいのができていたんで、あれも含めてちょっといろいろと勉強をさせていただきたいなと思っております。

ただ、本当にこれは造るということで財政とも話しておりますので、これは確実にやりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 今の答弁をしっかり聞いておきます。確認をいたしました。

それで、問題は教育委員会に自由な発想で自由な計画を立ててもらおうと、その財源保障をしつ

かりやっっていくという流れでやっていただきたいと思うんですよ。お金がこれだけだからこうなるといのは、最後には詰めにあるかもしれませんが、あくまでも今度計画をつくられる中で、しっかりと教育委員会が自由な発想で将来を見据えて、計画が自由につくれると、そういう環境をつくって進めていただきたいということを据えておきます。これから先もこの問題は十分しっかり見てまいりたいと思いますので、私も各地のことも勉強しながら、またこの問題に取り組んでまいりたいと思います。

2点目、町内の環境整備についてです。

私は、10月の初めから11月の初めまで1か月間かけて町内の各地をずっと歩いてまいりました。一番聞いた声が雑草対策なんですね。この雑草はどうかならんかという。それで、雑草について考えてみました。道路や河川・空き地・空き家、また、耕作放棄地、いろいろございます。

そこで、いろいろ分析して、あまり広げてもしょうがないですから考えてみました。

まず、国の施設にすれば国道があります。188号線、年1回、8月下旬頃刈っておられるようですが、かなりこの頃には伸びておりまして、それ以降も特にクズバカズラが歩道にどんどんはびこるといのも現在の状況です。これについて、国に対してどのような要望をされておられるのか。

次、県の施設です。県の施設は県道——県道もちょっと絞りたいと思うんですが、県道光上関線の熊毛南高校から角浜北交差点まで、ここは両側ののり面の草と歩道の草ですね。特に縁石を挟んで大変な草が生えております。

それから、この角浜交差点から隅田までの間、この間は新しい道路で、街路樹を植えるスペースがございまして、そこにトチの木が植えられたけどかなり枯れております。ここに草が生えるんですよ。これがなかなか、よっぽど悪うなったら刈られるようですが、ほとんど放置の状態です。これをどうされるのか。

それから、県の管理の河川です。これは大内川と熊川に絞って言いたいと思うんですが、大内川の場合は、現在、下横の辺りにはかなり葎が生えて、この前の雨でもごみが随分葎の中にたまっておる状況、それ砂もありますけど——それから、天池から上流はどんどん河川の中に草が生える、土手に草が生える、町道のほうはきれいにこの前、刈られておりますけど、県の管理の大内川の状況が大変——むしろ、私はいつも高須から上流については災害の発生の恐れがあると思うので、ちゃんと管理しなければですね、そういう恐れがあるところだと思っております。

熊川は、図書館から上流、これがずっと何回言われても同じ状況です。

もう一つは、大内川排水機場の内側です。特に右岸はずっと放置をされておまして、木が大きく、民家まで行くほどの勢いになっております。

それと、堀川樋門の一带も大変大きな木になって、1回ほど大きな木だけ刈られたんですけど

ね、堀川樋門の辺りは。その後放置をされております。私は、この状況を見て、本当に、ここ森のようになってしまいましたから、県にどのような要請をされておるかお伺いをしたいと思います。

次に、町の施設です。町の施設でも3つに絞って、都市計画街路桜町線と天池線、それと町道横浜線、これについて申し上げたいと思います。

桜町線は、いわゆる天池線から山口銀行のところの交差点までが一番後につけられて、桜の木が植えられております。ここ年に2回ぐらい草を刈っておられるようですが——それから、その山口銀行の交差点から桜町自治会までの間、この間はツツジの植え込みとトチの木の植樹がされております。この間が大変——この前やっと刈られて、今はいい状況になっておりますけど、これを今後どうされるのか。桜町自治会の間は、これまでもずっと長年、桜町自治会で清掃をしまして——コロナで3年間事業がありませんでしたけど、それぞれの路線の方はきれいにしておられます。今年やりました。またきれいになりましたけど、こういう状況です。いずれにせよちょっと桜町線の今後の管理の仕方。

それと、次が天池線——天池線は両側に土のり面がずっと残っておりまして、これも年に2回刈っておられますが、あのままじゃ管理も大変だろうとも思いますが、これどうされるのか。

もう一つ、横浜線——横浜線というのは山口銀行と商工会の間のあの道路、中央公民館のところの道路から昔のひらお保育園から桜町の旧道に行く間の軽トラがやっと通れるぐらいの道路なんですけど、ここが生活道でしたが、あんまり通らなくて、一部大変草が生えてきて、管理に——いろいろ住民の方からも苦情が出ているという状況です。これについてどんなようにされるのかお伺いしたいと思います。

もう一つ、河川については、いわゆる都市下水路に1本——堀川線です。ここ堀川です。この前やっと刈られました。これも町の真ん中の河川です。前回の議会で、西側の玄関でパチンコ屋の跡の問題が出ましたが、町の中央にある河川の管理状況が大変悪いと思うんですが、今後どのようにされるのかお伺いをしたいと思います。

あと、次は民間のところですね。これもずっと歩いてみて、やっぱり広い面積のところが随分樹木——特にそこの旧酒屋さんがあったところなんかは10センチぐらいの木が生えておりましてね——直径が。森になるような状況になっております。

それから、もう一つは小さな宅地的な空き地ですね。これの管理が悪い。

もう一つは、いわゆる空き家の雑草対策ですね。こういったことについても苦情が大変多いんですよ。あと水田や耕作放棄地等もありますが、当面ちょっとここに絞ってお話を、対策をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） たくさんおっしゃられましたけど、個別に一つずつお答えは私のほうから（「大まかでいいです」と呼ぶ者あり）はい。御質問のありました道路・河川などの環境対策につきましてお答えをいたします。

町民が安全で快適に暮らせるまちづくりを実現するためには、生活インフラにおいて安全性や景観を維持するためにも良好な生活環境の観点から、雑草対策は重要な環境対策の一つです。通行や利用に支障を来さないよう緊急性・安全性を考慮しながら、町が管理する道路や河川の雑草等の繁茂状況を確認し、会計年度任用職員である道路作業員4名が定期的に草刈り作業を実施しております。

また、国や県が管理する道路や河川の雑草対策につきましては、地域住民が安心して暮らせるよう年1回対応されていますが、複数回実施できないか、引き続き国・県に要望をしております。

現在、町道は216路線、総延長132キロメートルあり、町内の交通量の多い主要道路と中山間地域内の比較的交通量の少ない道路に分かれていて、年2回程度草刈りを行っています。それに合わせて町河川についても129本あり、河川の護岸、堤塘などの雑草は作業員で除去できる範囲の草刈りを行っています。

しかしながら、道路・河川は町の中心部だけでなく、中山間地域や山間部にも広範囲に広がっており、草刈り作業の負担が大きくなっています。緊急性を要する場合は職員も対応しておりますが、全ての御要望に対応しきれていないのが現状でございます。

日々のパトロールの強化や町民の方々からの情報提供、自治会活動やコミュニティ協議会などに御協力を頂き、安全で快適な環境づくりに努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

それから、続いて、民地に関する問題についてであります。近年、人口減少や高齢化、都市部への人口流出などの要因により、管理が十分と言えない建物や土地は増加傾向にあることから、環境上の課題も多く発生し、毎年多くの相談が町に寄せられております。

そのうち雑草繁茂に関する相談については、令和3年度は28件、令和4年度は48件、令和5年度は11月末現在で45件と推移しており、増加傾向にあります。とりわけ雑草繁茂等の近隣者同士の苦情は、法的規制になじまないものも多く、その解決のためには当事者間同士の相互理解が不可欠となります。

そのため、町といたしましては、生活環境上支障となる雑草繁茂の相談を受け、町から土地所有者へ適正管理のお願い文書を出す際には、相談者の氏名及び連絡先を記載し、まずは当事者同士でお話をされることにより解決していただくようお願いしております。

また、町による生活環境面からの指導等については、実際に生活環境に関わる問題が発生する状況でなければ行うことが難しく、未然防止のための指導は困難な状況です。

いずれにいたしましても、特に所有者が町外にお住まいの場合、こういった状況で隣接者が困っているかイメージできない、分からないといったケースも多くあるため、相談があった土地については所有者に写真を付した依頼文書を送り現状を認識していただくことにより適正管理を促していく意外にはないと考えております。

そして、町内の快適な環境を維持していくためには、住民及び町内に土地をお持ちの方お一人一人の理解と協力が必要であることから、環境意識の醸成のため機会を捉えた啓発活動についても引き続き行っていく必要があるというふうと考えております。

以上です。

○議長（中村 武央君） ここで休憩に入ります。再開を2時10分、14時10分といたします。

午後2時00分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 大まかな町長の答弁を頂きました。

問題は、今が一番草がなくなりまして来年どうするかという方針を、これから予算編成もありますし、今が一番取り組みやすいですから、この時期に質問を——来年に向けてどうするかというお伺いなんです。

それで、国や県はこちらからお願いをするしかないと思うんです。住民は、国であろうが県であろうが町であろうがみんな同じに見えるんですよ。これは県ですから知りませんちゅうふうにはなんのんですよ。やっぱりどうしても町が窓口にならざるを得ないと……。そうすると、県に、国にどういうお願いをしているか、県にどういう陳情活動をしているか、国の場合は国道管理をするところ、また政治的には国会議員さん、県でしたら柳井の土木事務所や県会議員さん、知事さん、こういう具合になっていくわけです。それらについてはどのような活動をしておられるのかも伺いたいんですが……。

国道はもう一回、8月頃に刈られますから、もうその時期が、確かに草は元気がなくなる頃なんですけどね、その前が長いから大変なんですよ歩道が——やっぱり、6月、7月頃に1回刈って秋に刈ると、そうならないと——歩道なんですよね、国道は——生徒が自転車で通ったりしますし……。

それから、県道は言うまでもなく大変ひどい状況ですよ。私は今、大内川樋門の左岸に住んでおりますけど、朝、下を見ると、ヌートリアが親子も含めて五、六匹いつもおりますよ。腹が立

つから石を投げると、ゆっくりと反対側の茂みの中に、右岸の茂みの中に帰っていくんですね。結局、今環境が大変そういう状況になっておると、こういう状況もよくお話をして、県へどういう陳情をしておられるかなんですね。ここはちょっと、どういう活動をしておられるかをお伺いしたい。

それから、町のところについては、分かれば事前にちゃんと今の箇所を全部お話をしてお願いをしておりますので、担当で答えられる範囲内でいいですから、答えられるところがあつたら答えていただきたいと思います。

桜町線の山口銀行の辺りと都市下水路堀川線、これは町の真ん中なんです。ここは、どうあつても今の景観を変えていかないといけないと思いますので、これはまたあればお伺いしたいと思います。

都市下水路については、調べておつたら、昔は職員組合が十七夜の前にはボランティアであそこを刈ったりしておられたみたいなんです、それがコロナで止まったんじゃないかという話もちょっと聞きました。いろんな活動もしておられるのはおられたんですが、現在は大変悪いです。刈られましたけど、平生のあそこの交差点から体育館から上流は、刈った草がそのまま置いてあるんです、今でも——結局、一番平生の美観を保たなければならないところがそういう状況ですから……。ちょっとそれについてもお伺いしておきたいと思います。

それから、空き地、空き家の問題ですが、これ御存じと思うんですが、空き家の法律が変わつたんですね。改正空家対策特別措置法が、この12月13日から施行されているんですね。これはちょっと使いまいがいいと思うんです。管理不全空家というのを、特定空家じゃなくて、その前の段階で管理不全空家という指定をすると、そうすると、草木も庭木の伐採なども具体的な指導に入って、それがちゃんとやれなかつたら税金が6倍になりますよと、そういう措置ができるような法律になっておるようですから、これの活用もできるんじゃないかと思いますから、もし担当で勉強しておるならお考えを聞いておきたいと思います。これは役に立つんじゃないかと思います。

以上、答えられる範囲内でまた答えていただきたいと思います。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 要望、陳情につきましては、私から国は国の岩国にあります事務所、また防府にある事務所のほうにもお伺いして要望させていただいておりますし、防府にある事務所長さんが大変活発で、よくうちにも来ていただいているいろんなお話をさせていただくんですが、そのときにもちゃんとした要望を行っております。

県道につきましては、このたび知事に直接要望を聞くというのがありましたので、参りまして、熊毛南から角浜については死亡事故も発生しているの、ぜひともここはよろしくお伺いしたい

ということを知事に直接私からお願いを申し上げました。

また、その他の県道につきましては、かなり何か所かございまして、これにつきましては、柳井の土木事務所の方に来ていただいたときにちゃんと要望をさせていただいております。県、それから国については、私から直接要望をさせていただいております。詳細につきましては、担当課長から御説明させていただきます。

○議長（中村 武央君） 山崎建設課長。

○建設課長（山崎 好博君） 雑草繁茂の件について何点か町管理の場所を御指摘いただきました。

町道桜町線、天池線については、先ほども回答がございましたとおり年2回程度、作業員による草刈りをしております。でも、十分な要望を満たしていない、対応し切れていないというのが現状ではございます。その都度また雑草が繁茂したりした場合には連絡していただければ職員で確認して、通行に支障があるとかそういう場合には対応していきます。

それと、横浜線です。昔生活道路になっていたということでございますので、これは早急に現地を確認させていただいて、もし幅員が狭くなっているとかいうことであれば何か対応していきたいと考えております。

それと、都市下水路堀川線については、先ほど御指摘がございました上流側に刈った草がまだ残っているということでありましたので、これについては早急にちょっと現地確認して対応したいと思います。それと、これも年2回程度草刈りはしておりますが、作業員の状況も見ながら、もう少し草刈りに入れるように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村 武央君） 山本環境政策室長。

○環境政策室長（山本 和也君） 議員御質問の先ほどの「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」、これが12月13日施行となり、それが活用できるのではないかとという御質問でした。

今回の施行されたこの特措法の中身はいろいろ多岐にわたっておりまして、特に空き家、危険空家、特定空家の発生をなくそう、また特定空家になったところを町ぐるみで解消しよう、そういった多岐にわたる策が盛り込まれております。その中で、先ほどあった管理不全空家等に対する措置ということで、町が雑草とか空き家の敷地内の管理不全な状態に対して指導・助言を行ってもなかなかそれに応じていただけない、そういった特に生活環境を悪化させるような状態の空き家等の敷地の所有者に対して住宅用地特例等をなくすといったようなペナルティーの措置ができるというような内容になっているものであります。

先ほどの御質問いろいろありましたけども、例えば国における国道の管理、県における県道の管理、町における町道の管理、そういったいろんなそれぞれの土地管理者、土地所有者の管理す

る中での問題の一つとして、あくまでも公平な目で住民の生活環境を悪化している状態にある空き家、それは公平にどこも同じような指導ができるというルールづくりができるのであれば、そういうふうななかなか応じていただけない空き家の所有者に対しては、そういった措置も必要かなと思いますけども、まずは先ほど申しましたように、現状の写真を撮ったものを土地所有者に見ていただいて、どういうふうな原因で近隣の方に御迷惑がかかっているといったようなことを理解していただいて、その問題を解消していただけるのが一番理想的ではないかというふうに現段階では思っております。

○議長（中村 武央君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 今日いろいろ細かいことを申しましたが、これは今回初めて申し上げる話じゃないんです。日常的に今までも何回かお話をして、解決されないから今日こうして取り上げたんですが、副町長さん、建設課長のときにこの話は全部覚えておられると思うんですけどね。結局なかなか対策が進んでいないんですよ。じゃあなぜ対策が進まないかということを考えなければならぬと思うんです。

県も、要望してもなかなかやってくれないんです、それはああいう状況ですから……。でも、光上関線の角浜交差点から隅田の間は近所の方が掃除をしておられるんですけど、もう年を取ってできんようになったと——ですから、何か所かやっておるんですけど、もう舗装で埋めてくれと、あれを、植樹帯を廃止して——こういう要望なんです。これは、写真を撮って建設課にもちゃんと今までも話をしております。県はなかなかやってくれないという返事が返って——やってくれないだけじゃ困るんですよ。これからどうしていくかを作戦を立てていただきたいと思います。だから、住民からそういう細かなことがちゃんと出ているんですよ。もうあそこは植樹帯を潰せば済むんですから、木がないところは……。そうしてくださいという要望も伝えました。

それから、横浜線についても今までも何度もお話をして解決をしないからこうしてお話を申し上げておるんです。そのように理解をしてください。

それともう一つ、桜町線と都市下水路堀川、これは町の真ん中なんです。苦情があったらとか何とかじゃなくて、きれいな町をつくる、町の美化をちゃんと町の保全をするという観点からしっかりやっていただかないと困るんですよ。山口銀行のところの植え込みは、11月ですかね、初めて刈られたんですよ。堀川も11月の半ば頃やっとなじられて、もう大変な状況でしたよね。そういったことをよく考えて、これまでも申し上げてきたことがそのまま放置をされてやってきておることが問題なんですよ。ですから、例えば会計年度任用職員を増やすとか、いろんなことを対策を取っていかないとこの問題は解決していかないと困るんです。そういった方向でもちゃんと検討を、やっぱり役所の手を増やすしかないと思うんですよ。このところを考えていただきたいと思います。

それと、先ほど環境政策室長のほうからございましたこの法律について、茨城県のひたちなか市の事例が朝日新聞に載っておりますから、ぜひ参考にしてください。かなり総合的に、これもまた人が要るんです。人がいないとできないんですよ。今、たまたまイノシシが大変少なくなっ
て少しは手間が取れておるのかとは思いますが、これから先、特定空家の代執行などという話
になってきたら、法律的にもかなり詳しい知識を持った職員がしっかり対応しないと、あと間違
いが起きるといことになりますので、この特別措置法についても一定の理解をした上でいろ
ろ指導していくと、そういう態勢の強化が求められておりますから、これから先いずれこの問題
は深刻になるのがもう見えていますから、人を増やしてそういう知識を持った職員を育てていく。
そして、しっかりと住民の皆さんに寄り添うと、そういう態勢が必要だと思います。このことを
ちょっと要望して、お考えを聞いておきたい。やっぱり人を増やして対応するしかないと思うん
ですがね。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） いろいろ大変なことにはなっているというのは理解しておりますけど、
人を増やすというのは一番簡単ではありますけど、財政のこともございますので、きちんと定員
管理をしながら、人については——いずれにしても、先ほども申し上げましたとおり、定員管理
の中での定数にも達していない状況であるということなので、これは何とかして定数は確保した
いなということでございます。ただ、御承知のとおり、本当に今人手不足、企業からも大変な求
人があるという状況でございまして、なかなか人を集めるということもかなり難しいというのが今
の現状であります。そうは言っても、職員は必要でございまして、何とか先ほども予算の中
でも言いましたが、採用試験を何回もやっているという状況でございまして、何とか確保して
まいりたいなというふうに思っております。

以上です。

.....
○議長（中村 武央君） ここで暫時休憩をいたします。

午後2時29分休憩

.....
午後2時31分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） それでは、一般質問2点についてお尋ねをいたします。

まず1点目、丁寧な説明の場を——そこで切れてはいますが、思いとしては、設けてはどう
でしょうか、既設のツールを使って設けられてはどうでしょうかという質問です。細かくは、

3点お尋ねをいたします。

2点目に、学校給食費の徴収・管理について、細かく4点についてお尋ねをいたします。

まず1点目、丁寧な説明の場を設けてはどうでしょうか、既設のツールを使って、というお話をさせていただきます。

これも、先ほど朝から同じような発言、質問の趣旨でした。住民に誤解、それからその誤解から生じるうわさを生まないように情報発信をぜひ望むということで町長の考えをお尋ねしたいと思います。

まず、質問する理由から申し上げます。

最近体験したことです。お問合せを住民の皆さん方から頂いたということです。9月の初め頃だったでしょうか、複数の方から御意見を頂きました。その内容は、柳井市は9月から、田布施町では10月から1人に5,000円分の買物券、いわゆる商品券を配布するとのことだそうだが、平生町はいつ頃からか——その後に、先ほども少しお話が出ましたが、結局お金がないんでせんのじゃろう、というふうに問われました。ちょっとそのときに私自身、把握していませんでしたので調べてみました。

その結果、柳井市では6月の定例議会において、やない暮らし応援買物券なるものを9月から配布するというふうに決定をしております。これは燃料高騰や物価高騰の影響を受けた市民生活の支援と地域経済の活性化を図るため、1人5,000円の買物券、いわゆる商品券を配布するというのでございます。この財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するというものでした。対象者については、令和5年8月1日時点での住民登録者ということでした。

田布施町のほうもちょっと調べてみました。田布施町のほうでは、7月に臨時議会を招集されて対応されておりました。田布施町生活応援商品券2023、にせんにじゅうさんと呼ぶんでしょうか、10月に郵送されるというようなことで臨時議会で決定をされております。これの理由も、物価高騰の影響を受けている家計の生活応援及び地元経済の活性化を支援するために商品券を1人当たり5,000円配布するということです。財源は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金なるものを活用する予定だったということです。対象者は令和5年の9月1日時点の住民登録者。この田布施町の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金なるものは、このたび新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額、また一層の強化を目的として新たに創設をされたものです。

平生のほうでは、どういうふうな対応を取られたかということになりますと、8月31日に臨時議会を招集、開催をしております。このときが、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して学校給食費負担軽減事業、保育所物価高騰対策支援事業、障が

い者施設物価高騰対策支援事業、高齢者施設物価高騰対策支援事業、保育所等給食費補助事業、介護保険サービス事業者物価高騰対策支援事業、そして医療機関等物価高騰対策支援事業として合計で4,535万3,000円を支給する議案が上程され可決されたところでございます。

このことから、質問を3点ほどいたします。

まず1点目です。他市町と我が町の施策を比較した上での町長の所見をお尋ねをいたします。先ほども申し上げましたけれども、平生町では、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を主として事業者支援として活用されておられます。田布施町、柳井市のように個人への商品券等の配布はしない選択を取ったと理解をいたします。他市町と我が町の政策を比較した上ではあるんですが、再度その理解でよろしいか否か、町長のまず所見をお伺いをいたします。そして、その上で選択をした理由、経緯をお尋ねをいたします。臨時議会のときに一応は、こういう理由でこういう事業をするということで御説明を受けた上での理由、経緯のお尋ねです。いま一度、そういう選択をした理由、経緯を重ねて申し上げますけれどもお尋ねをいたします。それがですね、加えて結果論なんですけれども、我が町平生の経緯を決定されたと、臨時議会を招集されて8月31日——ほかの柳井、田布施に比べると時期としては遅かったというふうに言えると思います。商品券を配布するという情報から平生町はいつからか、お金がないのでせんのか、という声が起こることは予想できたのではなかろうかと推測もいたします。

議案に対する説明、一時的には施策に関わる説明責任、議会議員にあるものと私は考えます。執行部としても丁寧な説明が必要だったのではなかろうか、こういう不安感を生みますような、それをまた消滅させるような執行部の説明は必要だとも考えていますので、選択をした理由、経緯を改めてこの議会でお尋ねをいたします。

3番目です。要望です。丁寧な説明の場所、ツールとして活用されてはどうかということでお尋ねをいたします。

ホームページ上を見ました。ホームページ上から町長室へリンクが貼られております。この町長室、現在町長室の情報は町長交際費の執行状況のみです。ずっとこれだけが掲載されています。町長のお考えと施策、町民の訴え等、この場所から動画等を配信されて情報を発信されたいかがでしょうか。先ほど来より、文書、いわゆる広報、お知らせ版等のお話をされていましたが、紙媒体ではどうしても量が限られてきます。コロナのときに確か町長、動画を配信されて一般の町民の皆さん方にお訴えをされていたと思います。やはり、町長自身のお言葉で、そうすると誤解から生じる不安、うわさもなくなるのではないかと考えますが、所見をお尋ねする次第です。

以上3点ほど、まずお尋ねをいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金に係る事業につきましては、5月及び8月の臨時議会におきまして補正予算を御提案し議決を頂いております。近隣自治体ですと、柳井市が6月、田布施町が7月にそれぞれ議会を開催され、当事業を実施されています。本事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的としておりまして、他の自治体では個人への商品券を配布するとの情報もありましたが、本町としては、子育て世代への支援を重点的に措置することとして事業を決定しております。当初予算に計上していた事業に充当したものに加え、低所得世帯に対する支援として、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業を、子育て世代や事業者に対する支援として学校給食費負担軽減事業、保育所等給食費補助事業、介護保険サービス事業者等物価高騰対策支援事業等を実施いたしております。

なぜ選択したかという理由でございますが、今回のこの交付金につきましては、物価高騰の影響は全ての方にかかっておりますが、特に子育て世代においては大きな影響を受けていると捉えており、今回はより影響を受けている方の支援から取り組んだところでございます。今後、この11月29日にまた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として国から本町における交付限度額が示されておりますので、本交付金の活用につきましては現在検討しておりますところでございますが、事業として取りまとめができれば議会の皆様に御提案をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

それから、説明場所、ツールとしての活用でございますが、これらの事業の決定に至る理由について河内山議員の御指摘のとおり、近隣自治体との比較の中で町民への説明が不足していたことも考えられます。説明場所としては、町ホームページ上の町長室への掲載を御提案いたしておりますが、この町長室は町長からの直接的なメッセージの掲載場として設置しております。今後町民に対し、伝えるべき必要な事項につきましては、この町長室の活用も含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 御丁寧の説明を頂きました。ありがとうございました。

価格高騰重点支援地方交付金の使途ですよね。これ、町長並びに行政のほかの補助機関の皆様方、決定の上で上程されて、私たちもその上で、ほかの他市町の情報を、そのとき私自身は決定していなかったんですけど、大きな特色、選択だと思うんですよね。いつか——大変申し訳ないんですけど、年を取って、痴呆がかかっています……。いつか、災害のことで町長にも、ほかの町がこういう選択しているけれども、地方自治の観点から自治の政策として尊重するべきではないかというような、たしか議論を少ししたことを思い出します。

それぞれの町でそういう決定をされたわけですから、それが特色なわけですよ、平生町の場合——今も町長自身のお言葉によると、子育て支援を主として低所得者対策を含めて、他市町では個人消費に支援をやったけれども、うちの町はこういうふうにやっていくんだ。また、11月29日には、また新たな価格高騰の支援地方交付金なるものもあるが、このことについてもきちんと検討していく。こういうことにやっぱり経緯の説明というのが一番大事だと思うんですよ。いわゆる住民の皆さん方には、一過性の情報として、いわゆるそうですねメディアと、またうわさ等ありますから、この辺を解消するのがやはり一番の行政の課題ではないかと思います。選択をしたわけですから、もっと自信を持ってそのことを進めていく、訴えていくというんですか、そういうことが一番、今の行政からの情報の発信として欠けているところではないかなと思います。

所管の課等の課長さんの間ではなかなかそういうことも発信できないと思いますけれども、そういうことを発信するのが町長のお役目でもあろうかと思います。丁寧な説明の場所として町のホームページ、町長室にこだわらずに、町民への説明責任の場所として検討されていくということですから、今後もぜひ実施されるように希望しておきます。ぜひ、町長自身のお言葉としてですね、語るというのは、この動画、そういう面で非常に大きな意味があると思うんですよ。話するのは多分——思うんですが、なかなか私もそういうことをしようと思ってなかなか二の足を踏んでいるんですけど……。そのためにもこの間、話は余談になりますが、ユーチューブの町の講座にも出席していろいろと検討中でございますので、私が開設するよりも前にぜひ町長に開設していただいて、町長自身の言葉で解説していただいて丁寧な説明をしていただくようお願いをして、この1問目の質問は終わりにします。

2点目に参ります。4点ほど学校給食費の徴収・管理についてお尋ねをいたします。

これも、まず質問する理由を最初に申し上げます。令和5年の9月1日、読売新聞の掲載記事、見出しです。見出しは、「給食費会計「公会計化」文科省通知」なる記事を目にいたしました。内容は3点です。

自治体が給食費を徴収して管理すべきだとする通知を全国の教育委員会に対し、文科省は局長名で通知を出した。2点目の内容は、自治体が給食費を徴収して管理する公会計化は進んでいない。3つ目の内容は、公会計化の導入予定がない520の自治体名を公表した。これらの3点のことが書いてある記事でした。

文科省のホームページ、学校給食というところに行くと、この公表資料なるものが載っておりました。そうすると、2004年度のことなんですけれども、公会計化の導入予定がない520の自治体名の中に平生町の名前が載っておりましたので、ちょっとお尋ねしてみようということで、確認させていただこうということで取り上げさせていただきました。いろいろとその

記事も、また文科省のホームページでの記事も質問に当たってお渡しさせていただきましたので確認されていることと思います。

まず、1点目にお尋ねするのは、学校給食費の徴収・管理業務に関わる所見についてお尋ねをいたします。現在、平生小、平生中、佐賀小で実施されている学校給食費の徴収・管理業務は、学校給食法の第4条、学校給食の実施者は学校設置者であるということです。学校設置者ということは、町長ということですね。よって、その下が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条ということで、教育委員会の職務権限が規定されているわけですが、この11番目の項目で学校給食に関するということで、教育委員会が所管をしているということになると思います。ですから、学校給食は教育委員会の職務——現状の給食費の徴収ですね、これについては、今度は学校給食法のほうで、義務教育諸学校の設置者の任務の項では、「義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない」、地方教育行政組織及び運営に関する法律では、教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限において、第21条で、「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び……」、同じことですね、詳しく申し上げて大変失礼いたしました。

教育委員会が学校給食に関する事務管理を執行することとされているわけですが、現状、学校長の振込によって学校給食費の徴収をされているんじゃないかと思うんですが、現状の学校の給食費の徴収・管理業務が法に触れているのではないかという考えを私は持っているんですが、そのことに対する所見をまず1点目にお尋ねをいたします。

2点目に平生町の判断について、2つのことにお尋ねいたします。

「学校の設置者が責任を有する学校給食の実施に関し、保護者の観点から徴収する学校給食費については、徴収・管理の効率化や透明性の確保の観点からも公会計により取り扱い、学校給食の実施に必要な食材費を歳出予算に計上して支出するとともに、保護者からの徴収する学校給食についても歳入予算として計上することが適切である」とする文科省の通知に関わる所見です。どういうふうにお考えなのか、お尋ねをいたします。

2点目です。中教審の答申についてです。これは、平成31年の1月になされているものです。学校における働き方改革に関する総合的な政策について、学校徴収金の徴収・管理について、学校以外が担うべき業務であって教師の業務とすることは適切でないとされているとともに、学校給食費については、公会計及び地方公共団体による徴収を基本とすべきとする中教審の——先ほど申し上げました平成31年1月の答申、このことをどのようにお考えになっていらっしゃいますか。2点目に、この2つのことに対する所見をお尋ねをいたします。

質問の3点目です。「事務の委託に関する規約について」と題して、これは今度給食の事務を委託されるということで計画されていますので、今の時点での委託についてお尋ねをいたします。

今も申し上げましたが、令和7年9月1日から平生町が田布施町に給食事務を委託いたします。今後の給食費の徴収・管理について、規約第8条に基づく協定から第3条、4条についてお尋ねをいたします。

第3条です。これは、この項は学校給食費負担金の計算方法、請求及び納付期限に関する項目です。この第3条を読みますと、請求先は平生町立平生小学校及び平生町立平生中学校の給食会計代表者となっていますが、平生町教育委員会へ請求しなければならないのではないのでしょうか。まず、お尋ねをいたします。現状のままの方式が多分書かれていると想像、推測をいたします。

第4条です。学校給食費負担金の精算に関わる項目です。当該年度末で実額を精算するとあります。

また第5条、学校給食会計の決算、両町それぞれの学校給食会計で行うとされております。先ほどからも申し上げておりますが、現状と同様な体制が引き続き給食事務を委託してもされていられる予定です。果たして、これで学校給食費の効率性とか透明性は確保されているとお考えでしょうか。これに関する所見も3点目としてお尋ねいたします。

第4点目に移ります。題は、何を理由に地方公共団体の事務として、令和4年度時点で実施しないという公共団体として公表されていらっしゃると思いますので、実施しないという選択をされる理由をお尋ねをいたします。なぜ平生町は学校給食費の徴収・管理に関わる公会計化を導入し、具体的な徴収・管理を学校の教職員ではなく働き方改革の上からも地方公共団体の事務として実施しないという選択肢を取るのか、お尋ねをいたします。

1から4までダブることもあるかと思いますが、御答弁、所見を頂きますようにお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（中村 武央君） ここで休憩をいたします。再開を3時10分、15時10分といたします。

午後2時59分休憩

.....
午後3時10分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 学校給食費の徴収・管理に係る4点の御質問にお答えをいたします。

まず1つ目の学校給食費の徴収・管理業務に係る御質問でございます。御指摘のように、学校給食に関することについては、教育委員会の職務権限の一つとして、学校給食法や地方教育行政の組織及び運営に関する法律において定めがされてございますが、御質問の学校給食費の徴収・管理業務についての記載はございませんで、給食費の徴収等、その運用については、これまで文

部科学省の通知等により運営がされてきています。現状の本町の私費会計としての運用につきましては、「保護者の負担する学校給食費を歳入とする必要はなく、校長が、学校給食費を取り集め、これを管理することは、差し支えない」とする昭和32年の文部省通達やその他通達のほか、学校給食費の徴収・管理に係る会計制度として、私会計を採用することが違法であるとはいえないとする地方判決などもございまして、法への抵触はないと判断をしております。

次に、2つ目と4つ目の質問に関わりまして、学校給食費の公会計化に係る平生町における判断ということについての御質問です。令和2年の12月議会において同様の御質問を頂きました際には、集金業務について、これは働き方改革、平成31年1月の中教審答申に関しまして、この集金業務について、現状として教員の負担は大きくないという現状とともに、しかしながら事務職員の負担には大きいものがあると、こういうことを申し上げたことや、あるいは公会計化による効果は理解をしているけれども、システムの導入・改修・運用に係る経費や財政部局等との協働、人員の確保などクリアすべき課題も多くあること、そして現状では取り組む具体的な計画はないが、老朽化している給食施設の在り方について、その方針の決定を契機に、改めて平生町としてできるかどうかについて、町長部局とともに考えてみたいこと、こうしたことについてお答えをしています。

現状にあつては、国において改めて本年8月、保護者から徴収する学校給食費については、学校や教職員の業務負担の軽減の観点だけでなく、その徴収・管理の効率化や透明性の確保の観点からも、公会計により取り扱うべきものであること、教育委員会と首長部局が連携し、学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等の実施に向けた検討を計画的に進めることについて通知が発出され、また、本町の給食施設の在り方についても、先月21日、平生町が田布施町に給食事務を委託することについて御議決を頂いたところでございますので、再度、学校給食費の公会計化について検討を始めているところでございます。公会計化の実施については、現在事務職員に負担をかけている業務に係る人員の確保、情報システムの整理のほか、アレルギー等を理由とする給食費減免や、食材納入業者との関連、滞納整理の関係などの課題も大きくありますが、町長部局とともに公会計化について検討を前向きに進めていきたいと考えているところでございます。

次に、3つ目の事務委託に関する規約に係る御質問につきまして、まず規約の8条に関わって、協定書の3条にございます学校給食費負担金の請求についてでございます。ここにあります平生町立平生小学校及び平生町立平生中学校の給食会計代表者に請求する者の給食会計代表者と申しますのは、現在は学校給食費を各学校の私費会計で行っていますので、現状では学校給食費負担金の請求先は、各学校の給食会計代表者であります校長となりますけれども、公会計化された際には、平生町が請求先となります。次に、協定書4条の学校給食費負担金の精算と、5条、学校給食会計の決算についてですが、この精算、決算については、現状では同様の体制でございまし

て、事務職員への業務移譲やPTAの監査員による監査と報告、そして管理体制の確認、点検などにより、現在、透明性、効率性の確保に努めているところではございますけれども、公会計化された際には、町の予算に組み入れられ、財務会計システムとの連携が図られることと考えられることから、経営理念での管理・監督体制や監査機能の充実や透明性の向上が期待できるものと、このように考えられます。

町教委では現在、学校給食費の公会計化について検討を始めているところでございまして、公会計化に向けては課題も多くございますが、町長部局とともに前向きに検討を進めていきたい、このように考えているところでございます。

○議長（中村 武央君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） いろいろと御説明を頂きまして、ありがとうございました。

1点だけ——公会計化については検討を始めていただいているようでございます。令和7年の2学期からということですから、少なくとも令和8年には実施ができるような体制ですね、ぜひともこのことを強くお取扱いいただくように教育長に申して、私の一般質問を終わります。

以上です。

.....

○議長（中村 武央君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 日本共産党の赤松義生です。通告に従って質問を行いますが、今朝、町長の行政報告では、8日、国連安全保障理事会でイスラエルが侵攻を続けるパレスチナ、ガザ地区での即時停戦を求める決議は、アメリカの拒否権で、町長の言われるように否決をされました。しかし、その後の12日の総会では、日本政府を含む153か国の賛成多数で採択をされました。ロシアのウクライナへの侵攻はいまだに続いているのですが、国際世論の包囲の中でガザ地区では停戦、ロシアのウクライナへの侵攻が中止されることを望むものでございます。

それでは、質問に入ります。

第1番目に、生徒指導提要と本町の取組についてお尋ねをいたします。

昨年、生徒指導提要が12年ぶりに改訂されました。生徒指導提要とは、生徒指導とは、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、児童生徒が自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことだと言われております。このたびの改訂された生徒指導提要では、学校運営のノウハウをはじめ、いじめ、非行、虐待、自殺、不登校への対応など様々な課題について細かくまとめられていると言われておりますが、本町の各学校ではどのように対応されているのでしょうか、お尋ねをいたします。

また、学校の授業などで生徒の人格を尊重し、授業中など、児童生徒を指名するときには、さん付けなど適切な指名方法が行われているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（中村 武央君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、お答えをいたします。

まず、生徒指導提要への対応についてということでございます。

この生徒指導提要でございますが、学校、そして生徒指導を取り巻く環境の大きな変化や課題の深刻化の状況などを踏まえて、昨年12月に12年ぶりの改訂となったものです。改訂のポイントとしては、問題解決型生徒指導から発達支持的生徒指導と課題予防的生徒指導、こちらのほうへシフトしたことが挙げられ、特に発達支持的生徒指導は、これからの生徒指導のキーワードになると考えています。

また、生徒指導の個別の問題として、従来の性の多様性を踏まえた性に関する課題、発達障害や外国にルーツのある子供など、多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導など、項目が新たに追加されていることがポイントだと捉えています。

その生徒指導提要でございますが、デジタルテキストとして公表され、300ページに近いボリュームのあるものでありますことから、その対応については、内容の概要とデジタルテキストの活用ガイド、こちらの配布説明に加え、各校教職員がすぐ手に取って見やすくするよう製本を行い、各学校等へ届けているところでございます。

また、文科省による改訂のポイントや提要にある各章の解説、提要の改訂に関わった大学教授の話などの行政説明、研修会に校長等が参加し、各校の校内研修などにおいて全ての教職員に復伝、周知を行っています。

町教委といたしましては、改訂後1年の経過であることに加え、また、この生徒指導提要については、主体的・対話的で深い学びを挙げた現行の学習指導要領とも密接に関係していることもございますので、引き続き、本提要の活用とともに、学校等での研修の機会を持つことについて指導していきたい、このように考えているところでございます。

次に、児童生徒を呼ぶ際の適切な呼び方について、その実態等についての御質問でございます。

生徒指導提要の中にも、教職員と児童生徒の信頼関係や、共感的で温かな人間関係の構築といった文言は何度も出てきておりまして、改めて、信頼関係なくして教育は成り立たないこと、安心感・信頼感のある関係性を築くことの重要性が、はっきりと示されていると捉えています。この教職員と児童生徒との信頼関係の構築のための1つの取組を紹介させていただきますと、本町では、県教育庁人権教育課が作成した、人権尊重の視点に立った教育活動の振り返りシート、これを各校に配布し、教職員の人権感覚の意識を高く持ち続けるよう指導しておりまして、町内全ての学校がこの振り返りシートを活用した取組を行っています。この振り返りシートのチェック項目には、教員が児童生徒に対して、「おい」、「こら」などと呼んだり、本人が嫌がるあだ名で呼んだりしないようにしている、等の項目もございまして、教員は自分の人権感覚をチェックし、

振り返りに取り組んでいるところでございます。

と申しましても、教職員の人權感覚には差もあるのが実情でもございますので、絶えず管理職等による教室の巡回などを通して、場に応じた児童生徒の適切な呼び方など、教員の指導について確認をしたり、学年間で互いに言動が人權を尊重したものになっているかをチェックしたり、人權研修を年間で計画的に行ったりする取組を継続していかなければならないと考えています。

生徒指導とは、御質問でも御指摘がございましたように、児童生徒が社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的、主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことでございまして、町教委では、このたびの生徒指導提要の改訂のポイントにございますように、「発達支持的生徒指導」をキーワードに取組を進める必要があると考えますので、引き続き、児童生徒への関わりや指導について気になる点などございましたら、お知らせを頂きますようお願いいたします。

○議長（中村 武央君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 各校の校長が研修を受けて、そうしたものを持ち帰って各学校の中でも研修が行われているというような話でございました。また、子供たちに対しては、子供たちの人權や人格を尊重し、そうした中でさらに信頼関係が高まるように努めていると。しかし、それにもいろいろ差があるので、校長などが巡回しながら指導をしていくというような話だったというふうに理解いたしました。

基本的にはそうした方向でこれからも取り組んでいただけたらいいんじゃないかというふうには思っていますが、私もこういう質問をしながら、いまだに学校の先生方の長時間に及ぶ労働時間とか、そうしたものは解決されておられません。そういう中で、さらによりよい学校での子供たちに対する信頼関係をつくっていくというのも大変な仕事だとは思いますが、これからも私たちも学校の先生がもっとゆとりを持って子供たちと向き合えるように、いろいろな場で発言はしていきたいと思っておりますので、引き続き教育委員会においてはそういう取組をお願いをできたらというふうに思っております。

それでは続けて2つ目に、使用済核燃料の中間貯蔵施設についてお尋ねをいたします。

新聞報道などによると、中国電力の大瀬戸聡常務執行役員らが11月29日、浅本町長に面会に来られ、中間貯蔵施設の安全性などについて説明があり、町長は、風評被害によって他地域から町内へ移住・定住に影響が出ることを心配する心情を吐露された、このように報道がなされているところです。11月29日ということは、上関町への申入れが8月2日だったので、約3か月が経過をしています。こうした時期に説明というか、挨拶という部分も、かなりの部分があったのでしょうが、平生町に来られるということ自体、若干失礼な話ではないかというふうに思っていますが、町長の感想はいかがでしょうか。

2つ目に、町長は、中間貯蔵施設が隣の町にあるということだけで、そういうところは嫌だなという方が出てくる可能性がある、ともマスコミの報道によれば述べられています。9月議会での私への質問に対して、新聞報道と同様に、移住・定住や子育て、教育、将来にわたるまちづくりへの影響が危惧されると答弁されていましたが、今後ともこうした立場を堅持すべきと思いますが、いかがでしょうか。

そして3つ目になりますが、上関町は、中間貯蔵施設の建設について調査に同意しました。今後、調査結果について上関町が判断し、その結果建設に同意した場合、県知事が同意するかどうか判断することになるという流れでこれから進むことになろうかと思いますが、この施設の建設に県知事の同意が必要だと私は思っていますが、このことは確認できているでしょうか。

以上、3点質問いたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

先ほどの原議員の質問のときにもお答えしたところでありますが、私といたしましては、中間貯蔵施設に関しては、その機能や安全性について様々な御意見があることは承知をいたしております。この点については、本事業を計画している中国電力において、安全性の確保など技術的、専門的な部分について様々な疑問に答えるなど、情報提供や説明責任を果たすことが重要であるというふうに考えております。

11月29日に中国電力から役員等が来庁された際にも、現状として町民の皆様の中には不安であったり懸念があったり、様々な意見を含めて不信感があるということをお伝えし、ぜひ住民の声にしっかり向き合ってもらいたいと強く要請をし、説明と責任ある対応を求めたところあります。この説明につきましては、11月13日に隣接する柳井市、周防大島町、田布施町と平生町の1市3町の首長が今回の事案について今後の対応を協議をいたしました。この協議の場の設定につきましては、11月7日に山口県知事が中国電力に対しまして、周辺の自治体にも情報提供や丁寧な説明を検討するようにと要請をされたことを受けまして、近いうちに1市3町に対しましても何らかのアプローチがあるとの見込みを踏まえてのこととございました。先ほどの原議員の質問の中でも御説明いたしましたが、本町には11月29日に来庁され、御説明を頂いた次第です。

風評被害によって移住・定住や将来にわたるまちづくりへの影響については、まずは中国電力に十分な説明責任を果たしていただきたいと思います。たくさんの不安や懸念があるということにしっかりと向き合ってください、一方的な説明ではなく、様々な懸念、不安、疑問についてしっかりと議論を尽くすという姿勢をお願いしたいと思います。そうした上で、もし仮に上関町に中間貯蔵施設が建設されるようなことになれば、当町の移住・定住の施策に対しても、子育て教

育の施策に対しても、将来にわたってまちづくりに大きな影響を与えるのではないかと、現時点では危惧をいたしております。

中間貯蔵施設の建設には知事の同意が必要と思うが、確認できているかとの御質問でございますが、県にも問合せを行いました。現在はあくまでも中間貯蔵施設が立地可能なのかどうかのその調査の実施について上関町が中国電力に対し了承し、調査が開始されている段階であり、現時点では具体的な計画もないこととありますので、お示しする状況にはないということとございました。

以上です。

○議長（中村 武央君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 3点にわたってお尋ねをいたしました。

町長の答弁は、おおむね私が思っているような内容の答弁であったと思うし、9月議会での答弁、その他マスコミにもいろいろ話をしておられますが、そういう答弁と整合性のあるものでよかつたというふうに思っています。何よりも、町長も言われましたけど、住民の皆さんが平生町にとって何かメリットはないじゃないかと、やっぱり、ああいう施設ができるということについて、すごい不安な気持ちを持っております。そういう住民の気持ちに向き合った町長のこれまでの話であったと思いますので、引き続き、そういう対応を続けていただけたらというふうに思っておりますが、ただ、私が最初に聞いた、こんな大事な施設をつくることについて、3か月もたってから町長のところに話にくるといのは、幾ら何でも普通から考えたらですね、いろいろ言い訳もあつたんでしょうが、不誠実な電力会社の対応ではなかつたかというふうに思っています。そのことについては、直接的には答弁をされましたが、町長もなかなか言いにくいところはあるんでしょけれど、引き続き、今までのような対応で取り組んでいただけたらというふうに思います。

それから、これまでの流れとして、私もいろいろネットとかで調べてみて、青森県にできた中間貯蔵施設の流れを見たときに、県知事が同意をすとか、ただ、中間貯蔵施設でも調査を受け入れた段階で1億4,000万円の交付金が入ると、県知事が同意したら、その金額がぐっと、9億6,000万円とか、そういう金額に上がるというふうなことがありましたので確認を求めたところなんですけど、今のところ具体的な計画でもないしということで、分からないということとありました。

町長が先ほども言ったかもしれませんが、これまで町民の立場に立って、町民の不安の声をちゃんと電力会社に向き合って話をされてきたということについては、町民はすごい安心感があるように思っております。引き続き、そうした対応で取り組んでいただけたらというふうに思いますので、2つ目の質問は以上で終わります。

それから、再生可能エネルギーの平生町ということで、3番目に質問をいたします。

千葉大学の倉阪研究室の「永続地帯2022年度版報告書」によると、平生町の再生可能エネルギー自給率は121%で、県内では美祢市に次いで2位となっています。また、平生町のホームページでは、風力発電について紹介されていますが、その中で平生町は、瀬戸内海の温暖、その中で平生町はどういう町かということが紹介されておりますが、そこでは瀬戸内海の温暖な気候と豊かな自然に恵まれた町で、平生湾では、絶滅危惧種のカブトガニが繁殖している。また、風力発電の受入れをはじめ、町独自の栽培基準に沿った安心、安全な農作物の栽培など、環境に優しいまちづくりを進めていますと紹介されております。風力発電にしる、太陽光発電にしる、問題がないわけではありませんが、移住・定住を進める上で再生可能エネルギーの自給率は大いにアピールできるのではないのでしょうか、お尋ねをいたします。

そして2つ目に、先ほども少し触れましたが、再生可能エネルギーの自給率は121%ですが、その資料の中にもありますが、食料の自給率は、平生町は20%にも満たない状況になっています。原因は、農地に急速に広がってきた太陽光発電にあることは明らかです。これまでも多くの議員さんが何とか規制をと要求をしてこられました。再生可能エネルギーの地域共生を円滑にするためにも条例の制定が求められると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

まず、議員が御説明されました町の再生可能エネルギー自給率の結果ではありますが、これは千葉大学の倉阪教授とNPO法人環境エネルギー政策研究所の「永続地帯2022年度版報告書」で発表されたもので、域内の再生可能エネルギー供給量の年間推計値を域内の民生と農林水産用エネルギー需要で割った値を再生可能エネルギー自給率とし、その値が県内2位の121%であったというものでございます。そして、再生可能エネルギーの施設については、太陽光発電施設が大半を占めていることから、人口と比較しても太陽光発電施設が多い市町が上位となってくるものだと思います。この値の121%につきましては、地球温暖化対策での観点で見ると誇れるものではありませんが、民間事業者が設置した結果ということや、住民生活との関わりといったことを踏まえますと、町の特徴の1つの値として捉えておくのが妥当であろうと感じています。

また、地域共生を円滑にするための条例制定の御提案も頂きました。これまでも、議会において太陽光発電施設設置に対して規制が必要ではないかとの御意見を数名の議員からも頂いております。その際にもお答えはしておりますが、国が推進する再生可能エネルギー政策について抑制の措置を行うことにつきましては、事業者等の関係者に対して合理的な説明が必要であり、現状ではそぐわないと考えております。しかしながら、中立の立場で地域とのトラブルを未然に防ぎ、再生可能エネルギー事業者と地域が共生を目指したルールづくりや取決めをしていくことについ

ては、引き続き県内の状況等情報収集を行いながら研究をしていく必要があるというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 再生可能エネルギーの自給率が121%だということで、手放しで喜べないというのは私もよく分かりますし、そういう状態にあるということにとどめておくと、これを売りものに、その町のよさとかというのを殊さらアピールするということにもならないのではないかというふうな話であったように思います。

現状では、そのようなところではないかというふうに思っていますが、私も最初の頃風力発電の施設ができたときに、人工的な構造物が見慣れた山並みにできてくることについて少し違和感を覚えました。しかし、だんだん時間がたって、最近では、あれが平生町のシンボリックな風景のように思えるようになってきました。そうした意味では、再生可能エネルギーと地域の住民が共生できるような環境はつくっていく必要があるのではないのでしょうか。町長もそのように対応していきたいという話ではありました。ただ、制限をするというのではないんですけど、やはり、せめてそういう施設を造るときには、周辺の住民に対して一定の周知をしながら事を進めていくというような対応がいいのではないかと思います。

私も以前お話を聞いたんですけど、太陽光発電をここに造りますと言われるから、はいそうですか、どうぞ、と言うて、普通の太陽光発電ができるものと思っていたら、ヒマワリのように太陽のほうを向くような可動式の大きなものができてびっくりしたというような話も聞きました。そういう点では、やはり再生可能エネルギーが地域に受け入れられるような対応がこれからも求められてくるのではないかと思います。特に、減価償却も終わって施設も老朽化して、その後どうなるかということも不安になっているように聞いておりますので、そういうことも含めて、これから対応していただけたらというふうに要望して質問を終わります。

.....

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 通告にしたがいまして、5問質問させていただきます。

学校給食の環境管理について質問させていただきます。

先月、臨時会において、田布施町と平生町との間の学校給食に係る事務の委託に関する協議についての議案を可決いたしました。令和7年度の2学期から、平生中学校と平生小学校の給食は、田布施中学校の敷地内にある給食センターで調理し、運ばれたものとなる予定で、さらなる協議を進めているところと存じております。

この議案について、現在の各給食室の深刻な状況、特に平生小学校の調理環境について、安全

な給食の提供が不安定になる可能性を相当に憂慮しておく、何より、給食というのは、その保護者にとって様々な社会情勢と家庭環境の中で時間のない中、1日のうちのバランスの取れた1食を子供らに与えることができる貴重な機会であり、安定した運営をしなければならないことから、本来、町内で運営すべきところ、今後の学校施設の在り方にも柔軟に対応するため、私は苦渋の決断をいたしました。執行部におかれましても、苦肉の策の御提案だったと受け止めております。とはいえ、現行の給食の提供は、あと1年半続きます。現場の調理、関係者の方々のモチベーション低下には、既に御配慮していると思っておりますが、設備や機材などのハード面からもモチベーション低下につながらないように、しっかりと点検し、現場の声を聞き、活用期間が短くとも、的確な予算要求と執行に取り組まれたいと考えております。この1年半の期間の間にアクシデントが起これば、予算削減の努力の在り方において本末転倒となります。当然のこととは思いますが、教育長の所見をお聞かせください。お願いいたします。

○議長（中村 武央君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 学校給食の環境管理に係る御質問にお答えいたします。

老朽化している給食施設の在り方、このことの検討に当たっては、これまで安全で安心できる給食の提供が第一であるということについてお伝えをして、その方針の決定に向けては、保護者の方はもちろん、関係する商工会や食材納入業者の方、各校の学校運営協議会委員やPTA役員、調理員などの方々へ時期を捉えて状況をお知らせしてきたところでございまして、先日の臨時会におきましては、平生小、平生中の学校給食事務を田布施町へ委託することについて御議決を頂き、令和7年の2学期からの新しい体制での給食提供に向けて具体的な協議に入ったところでございます。

近日中には、給食事務の受委託について、両町長が合意する運びになると思われましますので、その際には改めて、関係するの方々には、開始時期などの具体的な事項や、それまでの留意事項について、情報の提供や協議等を行ってまいりたいと考えています。特に、調理員の方々には、これまで現在の状況が続く中では、機器の保持や食中毒等には細心の最大の注意を継続していかなければならないことについて、その時々情報とともにお伝えはしてまいりましたが、改めて個々に面談等を行うとともに、これまでの経験も生かして引き続き衛生管理に係る対応など、細心の配慮によって事故やトラブルの回避に努めていただき調理に当たってほしいことをお伝えし、現場のモチベーションが下がることなく、安全な給食の提供の維持に努めてまいりたいと、このように思っているところでございます。

また、委託の開始までは現施設を給食調理に使用することになりますので、安心、安全に係る必要な修繕等は確実に実施するとともに、関係者とともに、食品の検収・保管、調理及び配膳に当たっては、気を緩めることなく衛生管理の徹底に努めてまいります。町教委では引き続き、安

全な給食の提供についてその維持に努めてまいります。

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 今の御答弁にありましたように、当然のことではあるのですが、引き続き気の緩みなく、何より調理に関わる方々の技術的などところに頼るような機材であったり環境であってはならないと考えております。こういった何かをやめるとき、なくなるときというのは、大変、次に向かうアクションのほうが強くなりすぎて気が緩みがち、特に作戦を練る側です、気が緩みがちになると思いますので、しっかりとやめるところ、終わるところまでやっていただきたいと考えております。

同じくして、次の質問に移りたいと思います。

同じ、なくなる、やめるのところなんですけれども、山口県の高校再編統合による環境の変化と施策について御質問いたします。

山口県教育委員会では、県立高校再編整備計画前期実施計画の一部改定案がこの月曜日、12月11日に示されました。そして、本日最後の審議をされているというところではありますが、この案、柳井地域、周南地域について再編整備の検討を進めてきて、その内容は計画に掲げられるようになったから当地域の5校を対象校として追加されたとのことでした。対象校は、柳井高校、柳井商工高校、熊毛南高校、田布施農工高校、熊毛北高校の5校で、内容は教育の質の確保・向上を図るため対象5校を再編統合して新高校を2校設置、新高校については普通科及び商業に関する学科を設置した高校と、農業、工業及び家庭に関する学科を設置した高校とする。地域バランスや交通の利便性などを考慮し、校地は柳井高校、田布施農工高校とする。実施年度は、令和8年度と山口県のホームページでも確認できます。

熊毛南高校は、これまでも平生町から多くの方が学び、通学してきました。私もその1人でございます。そして、既に令和6年度入学を希望している方もおられるでありましょうし、令和7年度、8年度の入学を念頭に考えておられる御家庭もあろうかと考えます。この案で行くと、令和8年度に生徒募集は停止になりますが、令和7年度、令和8年度については、入学を受け入れる中で、高校の先行きを踏まえ、授業や学校生活、部活動、後輩が入ってこないなど、生徒と教員の動機づけや目的意識の低下が起こることは想像に難くないと考えます。そのようなことが見受けられる場合、不登校や学力低下、風紀の乱れなどにつながる可能性を踏まえ、できる限りの対応や対策も準備すべきだと考えます。平生町内から令和7年度、8年度の熊毛南高校への進学を時間、距離、経済、さらなる進学などを含めて考えられている方々は、そこに御懸念があるかと考えます。当然、県主導、県教育委員会のこととはいえ、これらの見通しと平生町にできることはないのか、お尋ねいたします。お願いいたします。

○議長（中村 武央君） ここで休憩をいたします。再開を4時15分、16時15分といたします。

す。休憩中に、議長室において議会運営委員会を開催いたします。議運の委員の皆さんは議長室へ御参集願います。

午後4時00分休憩

午後4時15分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、山口県の高校再編統合による環境の変化と施策についての質問のうち、生徒と教員の動機づけや目的意識の低下に係る御質問にお答えをさせていただきます。

近年、町教委では、熊毛南高校学校運営協議会への参加や中高生ボランティアの取組を発展させるなど、熊毛南高校とのつながりを深め、本町の児童生徒と高校生が共に学校、家庭、地域の連携・協働の中でふるさとへの愛着や豊かな人間性が育まれるよう熊毛南高校とともに取組を進めてまいりました。

そうした中、質問にもございましたが、近隣の柳井高校、柳井商工高校、田布施農工高校、熊毛南高校、熊毛北高校、この5つの県立高校を令和8年度に再編統合し、2校の新設高校を設置することについて記載された県立高校再編整備計画前期実施計画の一部改定の素案が県教育委員会において10月2日に公表され、その後、パブリックコメントと地域説明会が開催されました。10月17日に本町で実施された地域説明会では、伝統ある熊毛南高校がなくなる方向性は残念であると、こういう御意見のほか、学校行事や部活動、進路、そして通学に対する不安などの御意見等も多くあったと認識をしています。

御指摘の熊毛南高校に係る動機づけや目的意識の低下とその対応については、県立高校の服務監督権を有する県教育委員会が所管をすることになりますが、本町の小中学校の児童生徒等にも大きく関係のあることでもございまして、またこれまでの熊毛南高校と町教委の強いつながりについて、その発展の方向性について検討していくことも必要でございますことから、具体的に懸念することがあれば確実に県教委へ伝えていく必要がございます。中でも、特に、高校の再編統合により小中学校の児童生徒やその保護者に不安が生じることはあってはなりません。御指摘の事項など懸念することについては、県教委に対してその対応を求めてまいりたいと考えますので、町教委へお知らせいただくようよろしくお願いいたします。

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 御答弁にございましたように、町教委に御相談することができるという御回答を頂いてちょっとほっとしております。これは県のことだからという御回答の可能性もあるかなという思いでここに立っておりました。しかしながら、当然のことではあるんです

けど、これも引き続き注視してまいりたいと思います。

次に、この高校再編統合の計画案のままで行くと、平生町近隣の公立高校の場所は、校地は柳井高校と田布施農工高校の2校となります。私立を含めると3校ですが、この計画が完了すると、今まで以上に電車などを利用してそのほかの地域の高校への進学、登校も選択肢に入れられる方もおられると考えます。すると、高校進学を機に世帯ごと平生町から転出するや、将来子供たちの進学、通学を踏まえ、平生町への転入の可能性を除外するといった世帯動向も発生すると考えられます。安定的な移住・定住の促進の視点で考えると大きなマイナス要因と考えます。

通学支援については当然しっかりとしなくてはなりません、そもそもの通学手段は再点検し、構築すべきはしないといけないと考えております。第五次総合計画の中で利便性の高い公共交通の確保とうたっており、交通体系の最適化に向けた検討を開始しますと書かれてあります。平生町内の地域格差を広げない1つの方法としても、通学の安全と利便性向上のためにも、尾国地域から田布施農工高校近くにある田布施駅までのバス路線の構築を求めることはできないでしょうか。

私は、高校卒業まで平生町に住み、18歳の成人となる日を平生町で迎える方をより多くしたいと考えております。町長のお考えをお尋ねします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

県立高校の再編統合の動きに対応するため、本町を含む熊毛郡3町の町長、議長及び副議長をメンバーとして熊毛郡高校存続協議会を設置し、令和3年7月の第1回目を皮切りに令和5年8月24日まで5回開催してまいりました。同協議会による協議により、熊毛郡内における高校の存続を要望することといたしまして、9月4日には県教育長に郡内3町の町長及び議長の6名で高校存続の要望書を提出したところでございます。その際、高校再編に伴い負担増が予想される通学において通学費補助などの検討も要望させていただいております。あわせて、県に対しまして、再編統合までに交通手段の確保について調査研究を進めるとともに、統合後の新設の高等学校におけるスクールバスの運行や公共交通機関の運営経費等に対しても新たに国・県が補助金制度を創設するなどし、公共交通機関が継続可能となる支援の要望をいたしているところです。

また、現在策定中である平生町地域公共交通計画において、熊毛郡内の公共交通サービスについても協議していく予定にしております。今後につきましても、高校の再編統合に係る県教育委員会の動向を注視し、熊毛郡高校存続協議会において協議を進めながら対応してまいる所存でございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 今の御答弁で気づきましたが、やはり高校の通学と地域における交通手段というのは少し別に考えられているというところだと、私は今受け止めました。可能であれば、私は交通手段の一つとして常設の路線バスの新規構築とそれを活用した通学という状況が生まれることが地域のためによりよくなるのではないかと考えております。また引き続き御研究いただけたらと思います。

続きまして、この案のとおりに進みますと、熊毛南高校の校舎は公立高校としての活用はなくなります。主要道路である県道23号線から近く田布施町と隣接する堅ヶ浜地域にあるという特徴のある場所で広いグラウンドと校舎は私の祖母も卒業しました女学校時代から現代に至るまで104年余りの歴史があると考えます。この長く使われた場所は、地域の希望と活力の源の一つであったと認識しております。9月定例会において、私が一般質問の中で同じくこの1文、地域の希望と活力の源と表現しましたが、熊毛南高校は平生町にとって今後も高校教育現場ではない形、どのような形であれ、この場所、この施設はこれからも地域の希望と活力の源の一つであり続けるべきだと、失われてはならないと考えております。現状、県の財産ではございますが、現行案の高校再編が完了の後には町の財産にし、活用すべきと考えております。既に町民の方からもそういった御案を私のところに頂戴している状況でもございます。この件について町長の所見とこの件に関する町民の声に対する耳の傾け方、どういった形で、どういった姿勢で町民の声を聞いていただけるか、御答弁をお願いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

山口県教育委員会が示した県立高校再編整備計画前期実施計画の一部改正素案によりますと、統廃合の結果、熊毛南高校は校舎の使用がなくなることになります。同校は県教育委員会の施設でもありますので、同校の跡地利用についても、第一義的には県教育委員会の判断によるものと認識をしております。県教育委員会が示しております素案が決定されることになれば、先ほど申しました熊毛郡高校存続協議会におきまして、同校の跡地利用につきましても協議をしまいにしまして、地域の活性化に資する活用を県教育委員会に対して要望してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 町長、ぜひともこの跡地の件、いずれの選択になるか分かりませんが、主導権を握って、先手を打って平生町のために活用していただきたいと考えております。

続きまして、空き家調査について質問させていただきます。

先ほど、平岡議員からも御案内がありましたように、この12月13日に空家対策特別措置法が改正され、空き家などの活用拡大、管理の確保、特定空家などの除却など、命令などの手続な

して代執行が可能になる。また、管理不全空家になると、所有者の固定資産税が従来の6倍になると言われているこの本案が始まりました。そして来年、2024年4月1日から相続登記の義務化がスタートいたします。不動産の所有者は誰かについては今後は明確となり、その目的のとおり、所有者が分かっても連絡がつかない所有者不明土地は解消に向かうと思われまます。これは、空き家問題の一つである危険空家などの対策など、特定空家として指定するなどした後の手続のためにも大きな一助になると考えますが、当然、未然に防止することのほうが大事と考えております。新築が1軒建つと空き家が2軒増えるとやゆされながら、全国的にも問題になっている空き家について、平生町においても第五次総合計画に示されているとおり、基本目標1、魅力と活気あふれるまちづくりの中で、空き家の活用、基本目標4、安全で快適に暮らせるまちづくりの中の、空き家などの対策の推進にとって、空き家の軒数とその実態をしっかりとした数字と情報で把握することは、これも先手を打つためには非常に重要な基礎データではなかろうかと認識しております。

そこでお尋ねいたします。本町内の空き家は、現在何軒あるのか。

また、その軒数を導き出した方法と、その精度はいかほどのものかを伺います。お願いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員御質問の、本町の空き家の軒数であります。令和4年度に実施した空家等実態調査においては730軒であり、そのうち老朽度、危険度の高い空き家は、全体の2.6%の19軒であるとの結果となっております。この調査は、町内全ての建物について現地調査を行い、第2次平生町空家等対策計画の策定及び空き家等に関連する施策の基礎資料となることを目的として実施し、空き家等の軒数や分布状況を把握するとともに、判断基準に基づいた老朽度、不良度判定を行った結果を電子地図とデータベースにまとめたものであります。

また、本調査の現地調査は、短時間に同一基準で一斉に実施しておりますが、住家かどうかを問わず、全ての建物を対象としていることや公道上からの目視での判断であるため、店舗跡や倉庫なども件数に含まれており、一方では手入れの行き届いた空き家などは空き家として分類されていないといったケースもあります。

今回の調査は基礎資料として、まずは町内全体の状況の把握と危険な建物の調査をすることに主眼を置き行いましたが、今後につきましては、それまで町で把握していた情報や職員による現地調査の結果の反映、それに加えて住民から寄せられた相談、苦情などの情報、解体情報や危険度判定の見直しなど、データベースを随時更新していくことで、より精度の高い生きた情報として管理、活用していくことといたしております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 町長の御答弁、令和5年3月の第2次平生町空家等対策計画のとおりでございます。

今ほどは、その分布の状況についてはお尋ねはしませんでした。私の印象では、都市計画の道路に沿った形も見受けられます。あらゆる面からその研究はされないといけないと思いますし、またさらなる調査が必要ではないかと思ひ、質問させていただきます。

その中で、空き家などの調査に関する事項に、住民からの通報だけではなく補足調査を大きくしてはどうかという御提案をしたいと思ひます。これまで、ほかの町に訪ねた際も、空き家の調査を進めるときは町内会や自治会の御協力と御理解が必要であるとの答えでした。本町においても、その影響や問題などに接する当事者である住民の情報は必要であろうかと考えます。行政職員のみではできないこの調査にとって、地域の実情に詳しく集落対策の推進に関してノウハウ、知見を有した人材が地方自治体からの委託を受け、市町村職員と連携し集落への目配りとしての集落の巡回、状況把握などを実施されるとされる集落支援員の皆様が、この重要な役割を果たせる立場にあらうかと考えております。

自治会長、行政協力員、そして地域支援員の皆様におかれましても、既に御多忙な業務に当たられていることは承知しておりますが、それぞれの集落の自治についての大変な大きな問題であり、今後10年でその軒数730が恐らく倍以上になるのであらうという情報もあります。そのようなマイナスな発展的な可能性もある空き家についての調査、情報収集について、集落点検の中で必須的な活動として担当課と連絡し合い、取り組めないものかと思ひ、現在どのような状況かお伺いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

集落支援員は、地方自治体からの委嘱を受け、市町村の職員とともに連携し、集落への目配りとして集落の巡回、状況把握等を実施する制度で、平成21年度から全国で導入されております。

平生町では、平生町集落支援員設置要綱を平成28年4月1日から施行し、現在は町内5地区の各地域交流センターに集落支援員を設置しています。人口減少及び高齢化の進行が著しい地域の点検活動等を通じて地域の実情や課題の把握を行い、地域の維持や活性化の活動を行うとしております。担当地域の巡回、点検を実施し、地域の課題を整理し解決する活動等を行っております。また、コミュニティ協議会への支援活動や地域交流センターの管理運営にも積極的に関わりを持って取り組んでいただいております。

空き家対策の活動といたしましては、曾根地域の集落支援員は、空家等実態調査の資料を基に空き家の確認を行っており、毎月の巡回や、また地域の行事や作業を通じて新たな空き家の発生

状況の収集も含め、所有者や近隣住民、自治会長や民生委員等から詳細な情報の収集を行い、空き家バンクへの登録等につなげるための取組を行っております。

いずれにいたしましても、地域の維持、活性化のために関係部署との情報共有を図りながら、空き家調査に関する情報収集の強化を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） この空き家の実数についてですが、外観で短時間で公平に調べられた数字と、また違う数字をあと3年ぐらいで詰めていかなければ、次の第六次総合計画をつくるようであれば、それを根拠に進めていくべき数字にならないかならないと思います。引き続いて、しっかりとした調査を進めていただければと思います。

次に、本町庁舎の駐車場についてお尋ねいたします。

ここ新庁舎が5月から使われるようになり、この3年間の閉塞感を乗り越えて前向きさを感じ、心も新たに利用させていただいております。そして、その中、令和5年度各課の基本的な考え方、総務課目標というところに、標語的に、「未来のために種をまこう」とあります。その中にありますその駐車場がいまだに未完成の状況であります。

本町庁舎前の駐車場は主に来庁舎の皆様が使われておりますが、早ければ今年中に整備されるかとの認識でもございました。もう年末でございます。この整備は遅れているように見えますが、その原因と計画の進捗はどのようになっているのでしょうか。

また、隣接する主に職員の皆さんが利用している庁舎の裏、堀川に面した駐車場の現状についてお尋ねいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 本庁舎の駐車場についての御質問を頂きました。

まずは、来庁舎用駐車場に関してお答えをさせていただきます。来庁舎用駐車場の整備に当たっては、当然のことですが旧庁舎の解体工事が終了することが必要でありました。旧庁舎の解体工事については、昨年12月に工期を開始いたしましたが、使用建材のアスベスト含有調査に期間を要することになったことや、3号棟を今年4月に行われた衆議院補選、町議会議員選挙の期日前投票所として使用したことから、本格的な解体作業の開始は5月となりました。それ以降は順調に工程が進み、9月末に解体、整地を終え、現在の状態となっております。

庁舎の表側前面部分に当たります来庁舎用の駐車場、これを含む外構整備につきましては今月8日に入札を実施したところでありまして、近日中に落札業者と契約を締結する見込みとなっております。

今後の整備計画の見通しですが、県道入り口側から駐車場にかけての工事の進捗状況も見なが

ら、今年度中にはトイレ棟を含む3号棟側の整備やEVスタンドの整備に着手する予定としておりますが、これらにつきましては、しかるべきタイミングで予算の繰越し手続に必要な議決をお願いすることを想定しております。

現時点において全ての整備の完成時期としましては、令和7年2月頃を見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 職員駐車場についてお答えをいたします。

現在は庁舎の外構整備の関係から、庁舎裏側の職員駐車場の一部を公用車の駐車場としていることもあり、旧ひらお保育園側の借地と合わせて2か所を職員駐車場として使用しております。庁舎裏側の職員駐車場の敷地は町有地と借地からなっておりまして、借地料の一部を職員にも負担いただいております。

周辺住民との間で粉じんなどについてトラブルがあるかを申し上げますと、砕石による水路の詰まりや場内樹木の落葉による苦情を受けた例はありますが、その都度真摯な対応に努めているところでございます。これらにより近隣住民の方々には格別な御理解を頂いていると考えておりますので、今後も良好な関係維持に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 本庁舎前の駐車場の件について、今年度内をめどに大きく進むという受け止めに現在しております。この情報というのがなかなか見えないところもございました。アスベストの含有があったなどという事由については、なかなか関係者以外は見えないところでもございます。ぜひとも、これまでも御質問がありましたが、情報発信に努めていただいて、町内の方々が不信に思わないようにしていただければと思います。

また、特に職員の皆さん、御負担をされているとおっしゃっていましたが、堀川に面した駐車場の現状についてお尋ねしました。私も、その飛び石とか、車の汚れ、周辺の砂じん、粉じんの発生も大変憂慮しておりました。

しかしながら、ここです、平生町でも、例えば、町長が冒頭おっしゃっていましたがサイクルフェスタ等々、少し大きいイベントをする際、案内する駐車場として度々使われることもございます。

イベントを開催するときには大事なものは、トイレ、そして駐車場、大変この二つが大きいところではございます。そういった違う使われ方もする中、もし可能であれば近隣住民の方々の大変御高配を頂いているのではあります。アスファルト舗装などできないか、お尋ねいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） アスファルト舗装ができないかとお尋ねでございますが、舗装するとなれば、整備、維持の費用が発生いたしますし、借地である以上、土地返還時の原形復旧が必要となり、復旧費用も高額となることが考えられます。

また要した費用については、受益者負担から利用者である職員にも応分の負担をお願いすることも想定しなければなりません。これまでに駐車場の舗装について職員から要望があったというようなことは聞いていないことから、現時点において職員駐車場をアスファルト舗装する考えはないところでございます。

ただ、庁舎前の駐車場につきましては、2号館から3号館に行くところの途中にトイレは設置する予定にしておりますので、これはつけさせていただきます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 最後の質問をさせていただきます。

平生町役場の職場環境について質問させていただきます。本日もこれまでに同様の質問があったかと思いますが、部署内・部署間の連携についてお尋ねいたします。

私が17年前にこの平生町に帰ってきたとき、転入手続から始まった平生町役場の印象は、建物の影響だけではなかったと思うのですが、しーんとしており、職員間の話も恐る恐るしている様子で、窓口の初動も遅く暗いものでした。数年たち、年々徐々に挨拶も含めて明るい印象になってきております。しかし、現在も平生町役場は職場としての空気感がよくない部分がかいま見えるところがございます。

庁内において、町長部局と教育委員会の各課、室、出張所、併せて13名の方々がそれぞれの分野で管理職として大きな責任を背負ってその務めを果たしていると敬意を表しております。しかしながら、町として様々な事業などに当たる場合、2つの課で関係するものも多々ございます。

今回の私の一般質問でも、各課の皆様大変御協力、貴重な時間を頂いて相談させていただきましたが、例えば、今日した中でいくと、教育委員会と地域振興課、環境政策室と地域振興課、建設課と総務課、と1つの事柄の中での質問であってもその関わりは混在しております。今後、デジタル推進課におかれましては、その業務は全庁的に関わるものであるとの認識であります。

そして、この一般質問を作成するに、各課長、室長の皆様に御協力いただく中、感じたところではありますが、責任分界点の明確化がやや強いと感じるところがございました。中でも、先ほどの駐車場の件については、その影響があったのではないかと感じることもございました。それぞれの課長がそうであれば、その部下がそれに倣うのは当然でもございます。専門性の高さによる分業も大切であり、アクシデントなどが起こった場合において原因究明や事後対応のためにそ

れらは必要であると認識しております。しかし、そこに求めを強くしすぎると、各課が協働や連動する事業を進めるに当たっては、その進捗の鈍化に影響する可能性があるという認識はお持ちだと思います。そこに改善すべき点があることに気づき、改善策を模索しているのか、またそのような事象はないとの御認識なのか、町長に問わせていただきます。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

地方自治体の組織につきましては、事務事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう配慮しながら、その時代の行政需要に応じて課室を編成しております。町長部局で言えば、現在8課2室1出張所で構成しております。それぞれの課室において割り振られた所掌事務を所属長のマネジメントの下で職員が実施することで責任が明確となる組織運営となっております。社会情勢の変化により行政が対応すべき課題は複雑化、多様化しており、効率的な行政サービスを提供するためには人材確保をはじめ人材育成、職場環境の整備などを踏まえて組織力の向上が求められております。

そうした中で所管する部局を超えて複数の部局で対応すべき事業も出てきており、横断的な連携・協働は不可欠なものとなっております。その事業実施に当たっては、必要に応じて関係部局間で情報共有、連絡調整を図りながら対応しているところです。

また、調整が困難な事案や重要な施策に際しましては、副町長が旗振り役となって組織全体の横断的な調整に当たることといたしております。

長尾議員の質問は、いわゆる縦割りに関する認識を問うものと受け止めますが、自治体の組織の基本は縦割りであり、その特徴となる専門性を生かした上で事業や課題の内容に応じて部局間の連携、協働により臨機応変に町長の権限に属する事務を補助、執行していくことが肝要であると考えております。連携、協働を円滑に進めるためには、先ほども申し上げました情報共有が大切であると考えております。事業等の方向性、目的から進め方など、しっかり関係部局間、職員間で共有化しておくことが必要でありますし、その基礎となる職場内のコミュニケーション形成も必要な要素となるものと考えます。

部局間の連携、協働に当たっては、そういった点にも留意しながら、様々な視点から課題に対応できる柔軟な組織運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 本日の会議は、都合により延長をいたします。長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 今の御答弁にあったように、いわゆる縦割り、当然でございます。そして、そこに横串を刺そうと思うところは皆さん思っておられると思います。それが何なのか、その実態が何なのかというところを私なりに考えるところ、やはり課長を起点とした情報共有が

強すぎるのではなかろうかと考えております。実務者レベルといえば課長以下かもしれませんが、班長以下の実務者レベルで進めることができる、そういったことができる環境づくりを大事にさせていただくと、町長の訴える行政は究極のサービス業であることを若手職員が実感しやすくなり、既存の人材のレベルアップが図れ、職員のやりがいと一層の住民サービスの向上につながり、町民の皆様の町運営に対する御理解や御協力も得やすくなると考えております。つまり、やはり当事者意識を持って課長に上げて、課長が調整して下りてくる仕事をやるという形ではなく、若手自ら、こうあったらいい、こうすべきだと考えながら進める中で、もちろん課長のチェックは必ず必要だとは思いますが。少しやり方を工夫するというのを念頭に町政に引き続き当たっていただければと考えております。

次に、同じく空気感をよくするという事で、各ハラスメントについて御質問いたします。空気感をよくするという事は、挨拶をはじめとしたそれぞれが声をかけやすい環境にあることもその1つだと考えております。それぞれの人間関係の中で、その人と人の距離感や間というのは違うと思いますが、決定的に空気を悪くするのは、各ハラスメントの発生だと考えております。

ここ十数年で複数件、これに該当することがあったと同時に、町としては発生の認識なく、おのおの我慢などで処分以外の見えにくいままで済まされたものもあったのではなかろうかと考えております。直近のハラスメントに対する処分は適正だったと認めます。いろんな声がございまして、処分が軽いなどという声もありますが、そのようなことが発生する土壌の改良まで求める力は、そういった処分には当然ございません。根本的な改善も求められないと受け止めております。

今は、パワハラ、セクハラ、モラハラ、マタハラ、カスハラ、スメハラ、ハラハラなど10種類以上になって多様化していますね。パワハラ、セクハラはもちろんのこと、モラハラ、カスハラなどは、モラルハラスメント、カスタマーハラスメントですが、これらについては今後特に注視すべきだと個人的には思っております。これだけ多様化するハラスメントに対しては、町長も先ほどおっしゃっていたと思うんですが、未然に防止というより、発生しにくい環境構築が必要ではないかと考えております。現在までどのような対策をしているのか。被害者も加害者もつからないための相談窓口など設けてはいないのか。不信感の共鳴で空気感が悪くなり、情報のやり取りが硬直化し、住民サービスに大きな悪影響を広く及ぼすこの事柄について、今後どのように対応していく方向なのか、問わせていただきます。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

先ほど原議員からの役場の職場環境についての質問の際に、ハラスメント対策について答弁をいたしました。その答弁におきましてお答えいたしましたとおり、職場におけるハラスメントの

問題は良好な職場環境づくりを進める上でその達成を阻害する大きな要因であり、その対策は重要な課題であると認識をいたしております。ハラスメントは人権に係る問題であることから、全職員を対象とした人権研修においてハラスメントを内容とした研修をこれまでに3回開催いたしました。

また、人権研修以外にもハラスメントの防止を内容とした研修を令和2年度に開催しております。今後も定期的に行い、職員に対して意識啓発を図っていく予定であります。

また、管理職に昇任した際に受講させております山口県ひとづくり財団主催の管理職研修においてもハラスメントの内容が盛り込まれております。

本町では、職場におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し必要な事項を定めるため、平生町職員のハラスメント防止等に関する規則を令和3年4月1日から施行し、あわせて平生町職員のハラスメント防止等に関する指針を制定し、この規則及び指針に基づき、ハラスメントの防止に努めております。

御質問にありました被害者も加害者もつぐらなないための相談する窓口ということでございますが、そのような名前の窓口はありませんが、ハラスメントを見聞きした場合やハラスメントを受けた場合の相談窓口としては、内部相談窓口として総務課及び月1回実施する産業医による健康相談、外部相談窓口として山口県市町公平委員会に相談窓口を設けております。それぞれの窓口がハラスメントを含めた様々な相談に対応することで、できるだけ初期の段階からハラスメントに対処できるようにしております。今後におきましても、職員への意識啓発を図りながらハラスメント防止に取り組んでまいり所存でございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 御答弁の中にあつたように、やはり被害者も加害者もつぐらなないため、未然に防ぐ窓口というのは組織内にはつぐらなない。それは私も思つております。現状ございませんし、つぐらなないと思つたります。ですので、例えばですが、自治労という組織がござります。働くことについて町に御提案等している活動もしていると思つたります。方向性としては、そういった外部の団体を使つた形で協力し合つて、そういった形で、発生してからでは既に遅いと思つたりますので、そういったことも一案踏まえていただけたらと思つたります。いずれにしても、このハラスメントについては空気を悪くし、私はこれ以上の離職は耐えかねるところでもござります。

続いて、最後になります。人事評価について質問させていただきます。

これまでの質問もそうなんですけれども、これから入庁していただける方々、入庁したいと思

われる方々を増やすことが平生町に適した人材が集まりやすい流れの一つであろうと考えております。現在の人事評価については、規程に沿って的確な情報収集と評価に努められていると受け止めております。並びに、今お伝えした若手若年層の働き手にとって、一般的には重要なキーワードとして、一つに納得というのがございます。2020年には自動車メーカーのトヨタが導入、総務省でも取り組まれ、各自治体においても試行が増える中、最近ではこの10月に石川県も管理職職員の人事評価について、上司だけでなく同僚や部下の評価も加味する360度評価を導入する方針を表明いたしました。当然この評価方法、メリット、デメリットがあり、平生町に適するかどうかも含めて、平生町においてもまずは人事評価制度の一つの案として検討、研究、考察などできないものか、伺いたいと思います。この双方向的な客観性、人事結果に対する納得、モチベーションの向上、人材育成への寄与など石川県が求めた職場環境の風通しのよさは、各業務の質が上がり、高い行政サービスにもつながると考えます。

職場環境を整え、平生町のこれからを担う若手職員の質の向上と離職を防がなくてはならないと思い、質問させていただきます。お願いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

人事評価制度の目的は、能力、実績に基づく人事管理の徹底を図ることにより、より高い能力を持った職員の育成と組織全体の士気の高揚、公務能率の向上によって住民サービス向上の土台をつくることにあります。

本町といたしましては、同制度の実施において人材育成を優先事項として位置づけており、職員個々の能力開発が進む中から職員間の自主的な取組が触発され、組織の活性化につながるよう努めております。同制度の実施における評価者は、現在所属長が担っております。人事評価面談においては、部下との積極的なコミュニケーションを図る中で業務の進捗、目的、達成状況の確認や改善点の提示、能力開発目標の確認など管理職のマネジメント改善に資する一方で、部下の成長に向けた動機づけを行い、職員のモチベーション向上につなげる機会とも捉えております。

議員お尋ねの360度評価につきましては、評価者が上司のほか、同僚や部下などの異なる立場の複数人からなるもので、多面評価とも言われております。また、上司のみが評価者となる制度と比べると、客観性、納得性が得られやすいことが特徴的な評価手法とされております。コミュニケーションの活性化による職場環境の風通しのよさも期待されます。その反面、導入に当たっては適切な評価を実施するため、新たに評価する側の職員に対しては業務負担の増加や相当の時間を要するほか、期待する効果とは逆に評価者が複数となることによる人間関係の悪化、圧力も懸念されます。

人事評価制度は、働き方等の時代の変化や組織目標の変化を踏まえて評価制度の在り方を整理

し、見直し、改善を図っていくものと認識しております。新たな評価方法の導入につきましても、そのメリット、デメリットを洗い出しながら慎重に検討していく必要があります。今後自治体の導入状況も踏まえて、情報収集の上、職員の人材育成につながる効果的な評価制度の構築を目指して研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 武央君） これをもって一般質問を終了いたします。

○議長（中村 武央君） これより行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第42号「令和5年度平生町一般会計補正予算」から議案第47号「令和5年度平生町下水道事業会計補正予算」までの件について、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第48号「平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第49号「町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第50号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第51号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第52号「平生町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第53号「平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第54号「平生町保健センター改修工事の工事請負契約の締結」について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

これをもって提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで、日程の変更についてお諮りいたします。

一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、12月18日の本会議は休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがって、本日の議事日程に日程第20、委員会付託を追加したいと思います。

日程第20. 委員会付託

○議長（中村 武央君） お諮りいたします。

議案第42号「令和5年度平生町一般会計補正予算」から、議案第54号「平生町保健センター改修工事の工事請負契約の締結について」までの件は、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、議案第42号から議案第54号は、お手元に配付の付託表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

○議長（中村 武央君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、12月25日午前9時から行います。

午後5時16分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 武 央

署名議員 中 川 裕 之

署名議員 河 藤 泰 明

令和5年 第9回 (定例) 平生町議会会議録 (第2日)

令和5年12月25日 (月曜日)

議事日程 (第2号)

令和5年12月25日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第42号 令和5年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第43号 令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第44号 令和5年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第45号 令和5年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第6 議案第46号 令和5年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第47号 令和5年度平生町下水道事業会計補正予算
- 日程第8 議案第48号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第49号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第50号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第51号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第52号 平生町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第53号 平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第54号 工事請負契約の締結について
平生町保健センター改修工事
- 日程第15 議員派遣について
- 日程第16 委員会の閉会中の所管事務等の調査について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第42号 令和5年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第43号 令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第44号 令和5年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第45号 令和5年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第6 議案第46号 令和5年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

- 日程第7 議案第47号 令和5年度平生町下水道事業会計補正予算
- 日程第8 議案第48号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第49号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第50号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第51号 平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第52号 平生町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第53号 平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第54号 工事請負契約の締結について
平生町保健センター改修工事
- 日程第15 議員派遣について
- 日程第16 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

出席議員（12名）

1番 原 真紀さん	2番 長尾 忠明君
3番 中村 一幸君	5番 中本 敦子さん
6番 赤松 義生君	7番 中川 裕之君
8番 河藤 泰明君	9番 岩本ひろ子さん
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 細田留美子さん	13番 中村 武央君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 重歳 征二君	書記 加村 直子さん
書記 藤田 智典君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 浅本 邦裕君 副町長 …………… 友田 隆君

教育長	清時 崇文君	会計管理者	金岡 泰史君
総務課長	中尾 和正君	地域振興課長	星出 一明君
デジタル推進課長	横田 佳幸君	町民福祉課長	淵上万里子さん
税務課長	池田 真治君	健康保険課長	久保 秀幸君
産業課長	吉岡 文博君	建設課長	山崎 好博君
環境政策室長	山本 和也君	学校教育課長	吉本 敏行君
社会教育課長	三村 直子さん	総務課財務班長	山本 順一君

午前9時00分開議

○議長（中村 武央君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中村 武央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において岩本ひろ子議員、河内山宏充議員を指名いたします。

日程第2. 議案第42号

日程第3. 議案第43号

日程第4. 議案第44号

日程第5. 議案第45号

日程第6. 議案第46号

日程第7. 議案第47号

日程第8. 議案第48号

日程第9. 議案第49号

日程第10. 議案第50号

日程第11. 議案第51号

日程第12. 議案第52号

日程第13. 議案第53号

日程第14. 議案第54号

○議長（中村 武央君） 日程第2、議案第42号「令和5年度平生町一般会計補正予算」から日

程第14、議案第54号「平生町保健センター改修工事の工事請負契約の締結について」までの件を一括議題といたします。

これより所管委員会における審査の経過並びに結果に関し、委員長の報告を求めます。

河内山宏充総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（河内山宏充君） それでは総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。総務厚生常任委員会は12月20日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、予算5件、条例6件、事件1件についての議案は全て全会一致または賛成多数で可決すべきとなりました。

まず、主だった質疑を申し上げます。

議案第42号については、地域振興費の地域おこし協力隊活動支援業務委託料が3名の退任によって減額になっているが、3名の進めていた業務は引き続き誰が行うのか質疑がなされ、関係人口創出については、メルカートを中心とした取組を民間の方主導で行っていくこととしている。ふるさと納税については、職員が引き続き取り組んでいる旨の回答がありました。

議案第43号については、基金に積立てが予定されているが、積立てにより基金残高が2,037万1,000円となるのか質疑がなされ、7,700万円程度である旨の回答がありました。

議案第44号については、補正の内容は介護認定申請者が増えたことによるものなのか質疑がなされ、人件費とシステム改修に要する経費の補正である旨の回答がありました。

議案第50号については、条例を改正するにあたり職員組合の合意があるのか質疑がなされ、協議の上、合意を頂いている旨の回答がありました。

議案第51号については、国民健康保険税は3月から6月までの支払いはなく、8回で納めることとなるが、産前産後の減額月分は適切に対応される条例であるのか質疑がなされ、そのとおりである旨の回答がありました。

議案第52号については、条例改正に至った経緯について質疑がなされ、基準となる国の法改正等により条例に頂ずれが起こることから改正する旨の回答がありました。

議案第53号については、改めて条例改正の内容説明を求め、審査をいたしました。

議案第54号については、保健センター改修工事により保健センター業務に支障はないのか質疑がなされ、利用者については配慮しながら対応し、センター業務に支障のないよう対応する旨の回答がありました。

議案第45号、46号、48号、49号については質疑はありませんでした。

議案第42号については、森林環境税は東日本大震災の復興目的のため税金に上乗せされている復興特別税を名前を変えて徴収するものである。森林の管理は必要であるが、地方交付税など

で対応すべきである旨の反対討論がありました。

その他の議案についての討論は反対、賛成ともありませんでした。

以上で、総務厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（中村 武央君） 次に、河藤泰明産業文教常任委員長。

○産業文教常任委員長（河藤 泰明君） 産業文教常任委員会は12月19日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、予算2件についての議案は、全て全会一致で可決すべきとなりました。

主だった質疑を申し上げます。

議案第42号については、道路橋梁維持費の委託料800万円の内容について質疑がなされ、町内の橋梁点検に伴うもので、146橋のうち34橋を昨年度点検し、今年度、現在99橋の点検を発注しているが、今年度に全ての橋梁点検を終えるため13橋追加して112橋の点検を行うこととした。それに伴い、橋梁の長寿命化計画の見直しを予定しているが、長寿命化計画において新技術の検討項目の追加等もあり、その対応のために点検業務と合わせて増額補正するもので、財源として国庫補助金の道路橋梁費補助金457万6,000円を見込んでいる旨の回答がありました。

議案第47号については、質疑はありませんでした。

いずれの議案についても討論は反対、賛成ともありませんでした。

以上、報告を終わります。

○議長（中村 武央君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を一括で行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

まず、議案第42号から議案第47号に対する反対討論はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、議案第42号「令和5年度平生町一般会計補正予算」について反対の討論をいたします。

このたびの補正予算について、民生費における福祉医療費や更生医療給付費、また価格高騰重点支援給付金事業など町民の日常生活にとって必要な補正予算であると認識をしています。しかし、賦課徴収費において、森林環境税導入対応事業として223万3,000円が予算化されていますが、この部分については認められません。2019年の通常国会で、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案が成立しました。しかし、これは今年度で終了されている東日本大震災からの復興を名目に、1人1,000円上乗せしている個人住民税の均等割を森林環境税とし

て看板を掛け替えて継続するものです。個人住民税の均等割は、所得割が非課税の人にも課税される逆進性の高い税です。看板を掛け替えて恒久的に継続することは認められません。

また、この税は国が集めて配分することになりますが、配分方法にも問題があります。

森林環境整備は必要な事業ですが、その財源は国の一般会計の森林予算や地方交付税で補償すべきものと思います。

以上、討論をいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 以上で、議案第42号から47号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第48号から53号に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 以上で、議案第48号から53号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第54号に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 以上で、議案第54号に対する討論を終了いたします。

これより、採決に入ります。

採決は、電子採決システムにより行います。

まず、議案第42号「令和5年度平生町一般会計補正予算」を採決いたします。

議案第42号を両委員会に分割して付託した結果、両委員会とも可決すべきとの報告でありました。議案第42号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（中村 武央君） 表決を終了いたします。賛成多数であります。よって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、議案43号「令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」から議案

47号「令和5年度平生町下水道事業会計補正予算」までを一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきであります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（中村 武央君） 表決を終了いたします。賛成全員であります。よって、議案第43号から議案第47号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第48号「平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第48号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。議案第48号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（中村 武央君） 表決を終了いたします。賛成全員であります。よって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第49号「町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第49号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。議案第49号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（中村 武央君） 表決を終了いたします。賛成全員であります。よって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第50号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第50号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。議案第50号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（中村 武央君） 表決を終了いたします。賛成全員であります。よって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第51号「平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第51号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。議案第51号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（中村 武央君） 表決を終了いたします。賛成全員であります。よって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第52号「平生町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第52号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。議案第52号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（中村 武央君） 表決を終了いたします。賛成全員であります。よって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第53号「平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第53号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。議案第53号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（中村 武央君） 表決を終了いたします。賛成全員であります。よって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第54号「平生町保健センター改修工事の工事請負契約の締結について」を採決いたします。

議案第54号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。議案第54号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（中村 武央君） 表決を終了いたします。賛成全員であります。よって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

日程第15. 議員派遣について

○議長（中村 武央君） 日程第15、議員派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣についての件は、お手元に配付の文書のとおりとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣についての件は、お手元に配付の文書のとおりとすることに決しました。

日程第16. 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

○議長（中村 武央君） 日程第16、委員会の閉会中の所管事務等の調査についての件を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定によって、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（中村 武央君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和5年第9回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前9時25分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 武 央

署名議員 岩本 ひろ子

署名議員 河内山宏充